



第190回 定 時 株 主 総 会 招 集 ご 通 知

2019年12月1日 ▷ 2020年11月30日

開催日時 2021年2月25日(木曜日)午前10時
(受付開始は午前9時より)

開催場所 大阪市中央区備後町二丁目5番8号
日本綿業倶楽部(綿業会館)新館7階大会議室
※末尾の「株主総会会場ご案内」をご参照ください。

議 案	
第1号議案	剰余金の処分の件
第2号議案	取締役8名選任の件
第3号議案	補欠監査役1名予選の件
第4号議案	当社株式の大規模買付行為に関する対応方針(買収防衛策)の継続導入の件

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、株主様の健康状態にかかわらず、可能な限り当日の会場へのご来場はお控えいただき、書面(郵送)またはインターネットにより議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

また、株主総会ご出席株主様へのお土産の配布は取り止めとしております。

何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

※資源節約の為、本招集ご通知をお持ちくださいますようお願い申し上げます。

日本毛織株式会社
証券コード: 3201

経 営 理 念

“人と地球に「やさしく、あったかい」企業グループとして、
わたしたちは情熱と誇りをもってチャレンジして行きます。”
未開の分野に目を向け、「高機能商品」「地域No.1サービス」の開発と提供へ挑戦し、
みらい生活創造企業を目指します。

目 次

■第190回定時株主総会招集ご通知	1
〈添付書類〉	
■株主総会参考書類	4
■事業報告	32
■連結計算書類	52
■計算書類	54
■監査報告書	56

株主総会にご出席いただく株主様へのご案内

- ◎ご来場の際は、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
- ◎開会直前は混雑が予想されますので、お早目のご来場をお願いいたします。
- ◎代理人がご来場の場合は、議決権行使書用紙に加えて委任状が必要となります。なお、代理人は、当社の議決権を有する株主様1名に限らせていただきます。
- ◎当日の議事進行につきましては日本語で行います。
- ◎当日ご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

証券コード 3201
2021年2月4日

株 主 各 位

神戸市中央区明石町47番地
(本社事務所 大阪市中央区瓦町三丁目3番10号)日本毛織株式会社
代表取締役社長 富田 一 弥

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

第190回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素より格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第190回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

なお、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、本年は株主様の健康状態にかかわらず、可能な限り会場へのご来場はお控えいただき、後記の「株主総会参考書類」をご検討のうえ、書面（郵送）またはインターネットにより、2021年2月24日（水曜日）午後5時55分までに議決権をご行使くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 2021年2月25日（木曜日）午前10時（受付開始は午前9時より）
2. 場 所 大阪市中央区備後町二丁目5番8号 日本綿業倶楽部（綿業会館）新館7階大会議室
3. 目的事項
報告事項 1 第190期（2019年12月1日から2020年11月30日まで）事業報告、連結計算書類
ならびに計算書類報告の件
2 会計監査人および監査役会の第190期（2019年12月1日から2020年11月30日
まで）連結計算書類監査結果報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役8名選任の件
- 第3号議案 補欠監査役1名予選の件
- 第4号議案 当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）の継続導入の件

4. 本招集ご通知の一部インターネットによるご提供について
法令および当社定款第17条の規定に基づき、「連結株主資本等変動計算書」、「株主資本等変動計算書」、「連結計算書類の連結注記表」、「計算書類の個別注記表」を当社ホームページ（<https://www.nikke.co.jp/>）に掲載し、ご提供しております。したがって、本招集ご通知の添付書類は、監査役および会計監査人が監査報告を作成するに際し監査を行った書類の一部です。

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
◎事業報告、連結計算書類、計算書類および株主総会参考書類を修正する必要がある場合は、修正後の事項を当社ホームページ（<https://www.nikke.co.jp/>）において掲載いたしますのでご了承ください。

当社第190回定時株主総会における 新型コロナウイルス感染防止への対応について

《株主の皆様へのお願い》

- ・新型コロナウイルス感染拡大防止のため、本年は株主様の健康状態にかかわらず、可能な限り会場へのご来場をお控えいただき、書面（郵送）またはインターネットによる議決権行使を行っていただきますようお願い申し上げます。
- ・感染による影響が大きいとされるご高齢の方、基礎疾患をお持ちの方、妊娠をされている方、2週間以内に海外へ渡航された方におかれましては、株主総会へのご出席を見合わせていただくことを強くご推奨申し上げます。

《ご来場される株主様へのお願い》

- ・会場には、サーモカメラ等を設置し、検温を実施させていただきます。発熱、咳の症状など体調不良と見受けられる方は、ご入場をお断りさせていただきます。
- ・会場入口等にはアルコール消毒液を設置いたしますので、消毒にご協力をお願いいたします。
- ・ご来場の際には、マスク等のご持参・ご着用をお願いいたします。マスク等をご着用されない株主様のご入場はお断りさせていただく場合がございます。
- ・接触感染リスク低減および株主様の安全を確保するため、座席の間隔を例年より拡げることから、ご用意できる座席数が大幅に減少いたします。そのため、株主総会当日の状況により、ご来場いただいてもご入場いただけない場合がございますので、予めご了承ください。

《当社の対応》

- ・感染の予防措置として、役員および会場スタッフは健康状態を確認のうえ、マスク等を着用させていただきますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます。
- ・株主総会の議事は、議場における報告事項の詳細な説明を省略する等、例年より時間を短縮して行う予定でございます。
また、円滑・迅速な議事進行のため、質疑応答の際の人数やご質問数を制限させていただく場合がございますので、予めご了承ください。
- ・新型コロナウイルス感染拡大状況によって、やむなく会場や開始時刻が変更となる場合がございます。当社ホームページ（<https://www.nikke.co.jp/>）にて、株主総会に関する情報を随時ご案内させていただきますので、事前に必ずご確認ください。

インターネットによる議決権行使のご案内

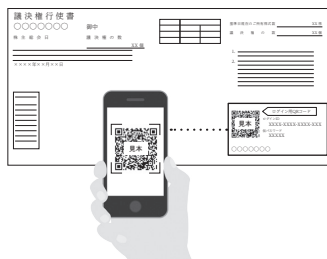
行使期限 2021年2月24日（水曜日）午後5時55分入力完了分まで

QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

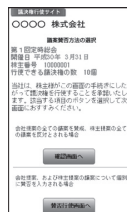
- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。

※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。



※議決権行使書はイメージです。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



※操作画面はイメージです。

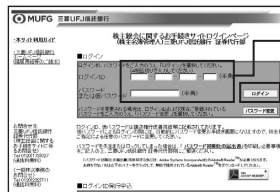
QRコードを用いたログインは1回に限り可能です。
再行使する場合、もしくはQRコードを用いずに議決権を行使する場合は、右の「ログインID・仮パスワードを入力する方法」をご確認ください。

インターネットによる議決権行使で
パソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などが
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

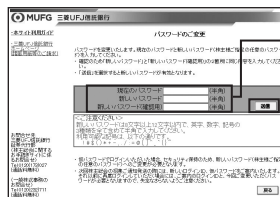
議決権行使
ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。



「ログインID・仮パスワード」を入力
「ログイン」をクリック

- 3 新しいパスワードを登録する。



「新しいパスワード」を入力
「送信」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料／受付時間 9:00~21:00)

書面（郵送）およびインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様への利益還元を経営の重要課題のひとつと考え、経営にあたっております。2020年度は、「ニッケグループR N（リニューアル・ニッケ）130第2次中期経営計画（2021～2023年度）」に向けた準備の年と位置付け、単年度計画として各種施策に取り組んでまいりました。新型コロナウイルス感染拡大による影響を受けたものの、多様化したグループ経営によるリスク分散と各事業における経営環境への取り組みにより、営業利益は当初計画を上回るとともに、経常利益および親会社株主に帰属する当期純利益は過去最高値を更新しました。

つきましては、2020年11月期の期末配当については、公表しておりました1株当たり金14円に対し1円増配の金15円とさせていただきます。

- (1) 配当財産の種類
金銭とします。

- (2) 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式 1株につき金15円

配当総額 1,075,893,705円

なお、先にお支払いした中間配当（金12円）を含めた当事業年度の年間配当金は、1株につき金27円（配当総額 金1,948,612,809円）となります。

- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
2021年2月26日

第2号議案 取締役8名選任の件

当社では、取締役の経営責任を重視し、株主の皆様にご各年ごとに取締役の信任をお諮りするため定款により任期を1年としています。また、取締役会の少人数化のため、定款により取締役の員数を8名以内としています。つきましては、本総会の終結の時をもって、取締役全員（8名）が任期満了となりますので、社外取締役3名を含む取締役8名の選任をお願いします。

なお、本議案が原案どおり可決されますと、当社取締役における社外取締役の割合は3分の1以上となります。

取締役候補者は、次のとおりです。

候補者番号	氏名	現在の当社グループにおける地位・担当
1	佐藤光由 再任	取締役 取締役会議長 アドバイザリーボード委員（座長）
2	とみ富 田 一 弥 再任	代表取締役社長 社長執行役員 アドバイザリーボード委員
3	ひ 日 原 邦 明 再任	取締役常務執行役員 産業機材事業本部長 株式会社フジコー 代表取締役社長 芦森工業株式会社 社外取締役
4	かわ川 村 善 朗 再任	取締役常務執行役員 衣料繊維事業本部長
5	なが長 おか岡 豊 再任	取締役常務執行役員 人とみらい開発事業本部長
6	あら荒 尾 幸 三 再任	社外 <input checked="" type="text" value="独立"/> 社外取締役 アドバイザリーボード委員
7	に丹 羽 しば 繁 夫 再任	社外 <input checked="" type="text" value="独立"/> 社外取締役 アドバイザリーボード委員
8	おお大 にし西 よし 良 弘 再任	社外 <input checked="" type="text" value="独立"/> 社外取締役 アドバイザリーボード委員

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当、重要な兼職の状況	所有する当社の 株式の数
1	 【再任】 さとう みつよし 佐藤 光 由 (1948年6月8日生)	1971年4月 当社入社 2003年2月 当社取締役、紡績事業本部製造部長 兼一宮工場長 2004年2月 当社取締役、経営企画室長 2006年2月 当社取締役、執行役員 経営企画室長 2007年2月 当社取締役、常務執行役員 製造技術管掌（技術統括委員長、地球環境委員長）、東京支社長 2008年2月 当社取締役、常務執行役員 資材・エンジニアリング事業管掌、製造技術担当、東京支社長 2008年12月 当社取締役、常務執行役員 研究開発センター長兼経営戦略センター長 2009年12月 当社代表取締役社長、社長執行役員 2016年2月 当社取締役会長、取締役会議長 2018年2月 当社取締役、取締役会議長（現任） 【取締役候補者とした理由】 佐藤光由氏は、取締役会議長として独立的な立場から、実効性のある取締役会の議事運営に努めてきました。また、当社の前社長として長年にわたり経営全般に携わり、豊富な経験を有しています。これらの実績から、当社グループの持続的な企業価値向上の実現のために適切な人材と判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものです。また、同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。	103,100株

候補者 番 号	ふりがな 氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当、重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
2	 【再任】 とみ た かず や 富 田 一 弥 (1959年4月3日生)	1984年4月 当社入社 2007年2月 当社コミュニティサービス事業グループ長 2008年12月 当社コミュニティサービス事業部長 2009年2月 当社執行役員コミュニティサービス事業部長 2011年12月 当社執行役員コミュニティサービス事業部長兼管理部長兼通信・新規サービス部長 2012年12月 当社常務執行役員人とみらい開発事業本部長兼コンシューマー事業本部長兼管理部長兼通信・新規サービス部長 2013年2月 当社取締役、常務執行役員 人とみらい開発事業本部長兼コンシューマー事業本部長兼管理部長兼通信・新規サービス部長 2014年6月 当社取締役、常務執行役員 経営戦略センター長 2016年2月 当社代表取締役社長、社長執行役員（現任） 【取締役候補者とした理由】 富田一弥氏は、代表取締役社長として経営の監督と重要事項の決定を適切に行ってきました。また、中長期ビジョン「ニッケグループRN（リニューアル・ニッケ）130ビジョン」の実現に向けて、その第1フェーズとなる「ニッケグループRN130第1次中期経営計画」を推進し、その目標を達成するとともに、次のフェーズとなる「ニッケグループRN130第2次中期経営計画」の策定を進めました。また、新型コロナウイルス感染拡大の影響を強く受けた現在の経営環境において、グループ事業の多角化によるリスク分散と各事業領域における取り組みを着実に進めました。これらの実績から、当社グループの持続的な企業価値向上の実現のために適切な人材と判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものです。また、同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。	73,000株

候補者 番号	ふり 氏 がな 名 (生年月日)	略歴、地位、担当、重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
3	 【再任】 ひ はら くに あき 日 原 邦 明 (1957年5月7日生)	2011年4月 当社入社 2012年7月 当社衣料繊維事業本部販売第3部長 2013年10月 ニッケタイランド 取締役社長 2014年12月 日毛（上海）管理有限公司 総経理 2015年6月 南海ニッケ・マレーシア 取締役社長 2016年2月 アンビック株式会社 代表取締役社長 2018年2月 当社取締役常務執行役員産業機材事業本部長（現任） 2018年6月 芦森工業株式会社 社外取締役（現任） 2020年6月 株式会社フジコー 代表取締役社長（現任） 【重要な兼職の状況】 株式会社フジコー 代表取締役社長 芦森工業株式会社 社外取締役 【取締役候補者とした理由】 日原邦明氏は、取締役として経営の監督と重要事項の決定を適切に行うとともに、常務執行役員として産業機材事業本部長を担当し、成長産業である自動車関連や環境関連への注力と海外事業の強化、国内外の拠点拡充に取り組み、産業機材事業のビジネス拡大と収益性の向上に努めました。また、資本業務提携を行った株式会社フジコーとの連携を強化すべく、取り組みを進めました。これらの実績から、当社グループの持続的な企業価値向上の実現のために適切な人材と判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものです。また、同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。	24,200株

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当、重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
4	 【再任】 かわむらよしろう 川村善朗 (1960年11月15日生)	1983年4月 当社入社 2005年12月 江陰日毛紡績有限公司 総経理 兼江陰日毛印染有限公司 総経理 2008年12月 当社研究開発センター第2研究開発室長 2010年5月 当社エンジニアリング事業部専門部長 2013年2月 株式会社ニッケ機械製作所 代表取締役社長 2015年9月 当社衣料繊維事業本部製造統括部長 2016年2月 当社執行役員衣料繊維事業本部製造統括部長 2017年6月 当社執行役員衣料繊維事業本部製造統括部長 兼ファブリック事業部長 2019年2月 当社取締役常務執行役員 衣料繊維事業本部長（現任） 【取締役候補者とした理由】 川村善朗氏は、取締役として経営の監督と重要事項の決定を適切に行うとともに、常務執行役員として衣料繊維事業本部長を担当し、既存事業の収益力強化と新規事業の育成、次のフェーズに向けた海外事業の基盤づくりに取り組みました。特に海外事業については、「ニッケグループRN130ビジョン」における成長ドライバーの一つであり、着実に施策を進めました。これらの実績から、当社グループの持続的な企業価値向上の実現のために適切な人材と判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものです。また、同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。	24,400株

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当、重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
5	 【再任】 なが おか ゆたか 長 岡 豊 (1961年9月7日生)	1984年4月 当社入社 2008年12月 当社衣料繊維事業本部岐阜工場長 2010年12月 当社衣料繊維事業本部印南工場長 2012年2月 当社衣料繊維本部付部長（海外事業特命担当） 2014年2月 当社衣料繊維事業本部岐阜工場長 2015年9月 株式会社ニッケ機械製作所 代表取締役社長 2018年2月 当社執行役員、株式会社ニッケ機械製作所 代表取締役社長 2020年2月 当社取締役常務執行役員 人とみらい開発事業本部長（現任） 【取締役候補者とした理由】 長岡豊氏は、取締役として経営の監督と重要事項の決定を適切に行うとともに、常務執行役員として人とみらい開発事業本部長を担当し、開発関連分野やライフサポート分野を順調に拡大させてきました。特に、介護・保育・キッズやスポーツスクールなどを担うライフサポート分野は、「ニッケグループRN130ビジョン」における成長ドライバーと位置付け、中長期戦略の策定に取り組みました。これらの実績から、当社グループの持続的な企業価値向上の実現のために適切な人材と判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものです。また、同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。	27,300株

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当、重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
6	 【再任】 【社外】【独立役員】 あら お こう ぞう 荒 尾 幸 三 (1946年1月20日生)	1971年7月 弁護士登録 中筋義一法律事務所（現 中之島中央法律事務所）入所（現任） 2010年6月 南海電気鉄道株式会社 社外監査役（現任） 2011年2月 当社社外監査役 2011年6月 株式会社日本触媒 社外監査役 2015年2月 当社社外取締役（現任） 2015年12月 ホソカワミクロン株式会社 社外監査役（現任） 2016年6月 株式会社日本触媒 社外取締役 【重要な兼職の状況】 弁護士（中之島中央法律事務所） 南海電気鉄道株式会社 社外監査役 ホソカワミクロン株式会社 社外監査役 【当社社外取締役在任期間】 6年（当社社外監査役在任期間4年） 【取締役会への出席状況】 12回／12回中（100％） 【社外取締役候補者とした理由】 荒尾幸三氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、法律に精通した弁護士としての経験を通じて、取締役会の監督機能とコンプライアンスの強化を図っていただいています。また、役員の指名・報酬および代表取締役から会社経営の根幹にかかる事項について諮問に応じる「アドバイザリーボード」の社外委員として、当社グループのコーポレート・ガバナンス向上において積極的に関与していただいています。これらの実績と豊富な経験に基づき、当社グループの持続的な企業価値向上の実現と経営の監督を行っていただくため、引き続き社外取締役としての選任をお願いするものです。また、同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。	5,000株

候補者 番 号	ふりがな 氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当、重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
7	 【再任】 【社外】【独立役員】 にわしげお 丹 羽 繁 夫 (1948年9月20日生)	1971年4月 株式会社日本長期信用銀行（現 株式会社新生銀行）入行 1998年4月 同行法務部長 2000年2月 コナミ株式会社入社（現 コナミホールディングス株式会社）法務部長 2003年1月 同社執行役員法務・知的財産本部長 2008年9月 財団法人日本品質保証機構入構 同機構参与 2013年2月 当社社外監査役 2017年2月 当社社外取締役（現任） 【当社社外取締役在任期間】 4年（当社社外監査役在任期間4年） 【取締役会への出席状況】 12回／12回中（100％） 【社外取締役候補者とした理由】 丹羽繁夫氏は、他の会社の経営経験があり、独立的な立場から取締役会における監督を行っていただいています。また、役員の指名・報酬および代表取締役から会社経営の根幹にかかる事項について諮問に応じる「アドバイザリーボード」の社外委員として、当社グループのコーポレート・ガバナンス向上において積極的に関与していただいています。これらの実績と豊富な経験に基づき、当社グループの持続的な企業価値向上の実現と経営の監督を行っていただくため、引き続き社外取締役としての選任をお願いするものです。また、同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。	一株

候補者 番 号	ふりがな 氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当、重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
8	 【再任】 【社外】【独立役員】 おお にし よし ひろ 大 西 良 弘 (1946年1月26日生)	1968年4月 新明和工業株式会社入社 1996年7月 同社産機システム事業部長 1997年6月 同社取締役 2003年4月 同社経営企画室長 2003年6月 同社常務取締役 2006年4月 同社取締役専務執行役員 2006年10月 同社航空機事業部長 2010年4月 同社品質保証統括本部長 2011年1月 同社代表取締役社長 2017年6月 同社相談役 2018年2月 当社社外取締役（現任） 【当社社外取締役在任期間】 3年 【取締役会への出席状況】 12回／12回中（100％） 【社外取締役候補者とした理由】 大西良弘氏は、他の会社の経営経験があり、独立的な立場から取締役会における監督を行っていただいています。また、役員の指名・報酬および代表取締役から会社経営の根幹にかかる事項について諮問に応じる「アドバイザリーボード」の社外委員として、当社グループのコーポレート・ガバナンス向上において積極的に関与していただいています。これらの実績と豊富な経験に基づき、当社グループの持続的な企業価値向上の実現と経営の監督を行っていただくため、引き続き社外取締役としての選任をお願いするものです。また、同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。	一株

- (注) 1. 当社は、取締役候補者の決定に対する客観性を高めるため、指名・報酬委員会機能を担う「アドバイザリーボード」を設けており、当社取締役会は「アドバイザリーボード」での審議結果に基づき、候補者を決定しています。
2. 荒尾幸三、丹羽繁夫および大西良弘の各氏は、社外取締役の要件を満たした社外取締役候補者です。なお、荒尾幸三、丹羽繁夫および大西良弘の各氏については、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員に指定しており、各氏の再任が承認された場合、引き続き独立役員とする予定です。

3. 各取締役候補者の選任理由については、各取締役候補者の略歴の下部に記載のとおりです。
4. 責任限定契約の締結について
当社は、社外取締役候補者 荒尾幸三、丹羽繁夫および大西良弘の各氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、下記概要のとおり責任限定契約を締結しています。なお、各氏の再任が承認された場合、当社は各氏との間で当該責任限定契約を継続する予定です。その契約内容の概要は次のとおりです。
- ・社外取締役が任務を怠ったことによって当社に会社法第423条第1項の損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
 - ・上記の責任限定が認められるのは、当該社外取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限るものとする。

〈ご参考 当社の独立社外役員に対する考え方〉

独立社外取締役は、中長期的な企業価値の向上に資する助言、経営の監督、利益相反の監督を果たし、ステークホルダーの意見を取締役に反映する。独立社外監査役は、その独立性の立場を踏まえた監査を行い、適切に意見を述べる。

- ・独立社外役員が取締役会の議論に積極的に議論に参加できるように、社外取締役と監査役による連絡会を随時開催することで客観的な立場に基づく情報交換・認識共有を図る。
- ・独立社外役員については、金融商品取引法が定める独立性基準を踏まえ、その実質面を担保するために、以下のとおり独立性の判断基準を定めて候補者を選定する。
 - ア) 当社の大株主またはその業務執行者ではないこと
大株主とは、総議決権の10%以上の株式を保有する者とする。
 - イ) ニッケグループの主要な取引先またはその業務執行者ではないこと
主要な取引先とは、直前事業年度の当社グループとの取引の支払額または受取額が、当社グループまたはその取引先グループの連結売上高の2%を超える者とする。
 - ウ) ニッケグループから役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家ではないこと
多額の金銭とは、直前事業年度において、1,000万円またはその者の売上高もしくは総収入金額の2%のいずれか高い方の金額とし、かつその者の役員報酬額を超えない額とする。

また、アドバイザリーボードは代表取締役からの諮問を受け、その独立性を検証するものとする。

「ニッケ コーポレート ガバナンス・ガイドライン」より抜粋

第3号議案 補欠監査役1名予選の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いします。
また、補欠監査役の予選の効力は、次期定時株主総会の開始の時までの間となります。

なお、本議案の提出につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ています。

補欠監査役候補者は、次のとおりです。

ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
 かとうじゅんいち 加藤純一 (1962年1月26日生)	1994年10月 センチュリー監査法人（現 新日本有限責任監査法人）入所 1998年1月 公認会計士橋本節雄会計事務所（現 公認会計士橋本・加藤事務所）入所（現任） 1999年4月 公認会計士登録 1999年7月 税理士登録 2005年6月 シンシア税理士法人設立・代表社員（現任） 【重要な兼職の状況】 公認会計士（公認会計士橋本・加藤事務所） 税理士（シンシア税理士法人 代表社員） 【補欠の社外監査役候補者とした理由】 加藤純一氏は、過去に会社の経営に関与された経験はありませんが、財務・会計・税務に精通した公認会計士としての経験を活かして、独立的な立場からの的確な監査を行っていただきたいため、補欠の社外監査役候補者として選任をお願いするものです。また、同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。	一株

- (注) 1. 加藤純一氏は、社外監査役の要件を満たした補欠の社外監査役候補者です。
2. 補欠の社外監査役候補者の選任理由については、候補者の略歴の下部に記載のとおりです。
3. 法令に定める監査役の員数を欠き、加藤純一氏が社外監査役として就任した場合、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏を独立役員とする予定です。
4. 法令に定める監査役の員数を欠き、加藤純一氏が社外監査役として就任した場合、当社は同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、責任限定契約を締結する予定です。その契約内容の概要は次のとおりです。
- ・社外監査役が任務を怠ったことによって当社に会社法第423条第1項の損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
 - ・上記の責任限定が認められるのは、当該社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限るものとする。

第4号議案 当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）の継続導入の件

当社は、2018年2月27日開催の第187回定時株主総会において、株主の皆様からのご承認を受け「当社株式の大規模買付行為に関する基本方針（買収防衛策）」（以下「現プラン」といいます。）を継続導入しておりますが、2021年1月14日に開催された当社取締役会において、現プランの継続（以下、新たに継続するプランを「本プラン」といいます。）を決定いたしました。

本議案は、本プランの重要性に鑑み、広く株主の皆様のご意思を反映させるため、本プランの継続導入についてご承認をお願いするものです。

なお、本プランの合理性・公正さを確保するための措置として、当社社外取締役、当社社外監査役を中心に構成された「特別委員会」を設置し、特別委員会委員を選任する予定です。

本プランの内容は以下のとおりです。

1. 株式会社の支配に関する基本方針の内容

当社は、最終的に会社の財務および事業の方針の決定を支配するのは株主の皆様であり、株主構成は、資本市場での株式の自由な取引を通じて決まるものと考えています。したがって、会社の経営支配権の移転を伴う株式の買付提案に応じるか否かの最終的な判断は、株主の皆様委ねられるべきものと認識しています。

しかし、株式の大量取得行為や買付提案の中には、その目的等から当社の企業価値および株主共同の利益を著しく損なうなど、当社に回復しがたい損害をもたらすと判断される場合があることが想定され、当社は、このような行為を行う者は当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えています。

したがって、そのような行為に対しては、当社取締役会が原則として何らかの対抗措置を講じることを基本方針としています。

2. 基本方針の実現に資する取り組みの概要

（1）企業価値向上への取り組み

当社は1896年の創業以来、永年にわたって培った独自の技術力・企画開発力を基盤に、ウールの総合メーカーとして品質の向上や技術開発に努め、我が国の繊維産業の発展に寄与するとともに”ウールのニッケ”としてこれまで高い評価を得てまいりました。そして今日では、“人と地球に「やさしく、あったかい」企業グループとして、わたしたちは情熱と誇りをもってチャレンジして行きます。”という経営理念のもと、「衣料繊維事業」、「産業機材事業」、「人とみらい開発事業」、「生活流通事業」の4つの事業領域全てを「本業」と位置付け、50社余からなる企業グループとして多種多様な事業を展開しています。

当社グループは、2017年度を初年度とする中長期ビジョン「ニッケグループRN（リニューアル・ニッケ）130ビジョン」において、10年間の目指す方向性、企業像、経営戦略を構築し、更なる中長期的な企業価値の向上を目指すことを掲げております。「ニッケグループRN130第1次中期経営計画（2017年～2019年）」では、最終年度の目標である「連結売上高1,200億円以上、連結営業利益90億円以上、親会社株主に帰属する当期純利益63億円以上」を達成しましたが、「ニッケグループRN130ビジョン」で掲げたありたい姿への到達には、もう一段のステップアップが必要と考え、2020年度は単年度計画として次の中長期の戦略策定を行う準備の年と位置付け、「ニッケグループRN130第2次中期経営計画（2021年～2023年）」を策定しました。引き続き、「ニッケグループRN130ビジョン」の実現に向けて、更なる強固な事業基盤の構築や企業価値の向上に取り組んでまいります。

（2）コーポレート・ガバナンス体制

コーポレート・ガバナンス体制においては、当社はかねてより「監査役会設置会社」として監査役機能を有効に活用していますが、「経営監視の仕組み」と「最適な経営者を選定する仕組み」を強化する観点から、2004年に指名・報酬委員会業務を担う「アドバイザリーボード」（年2回開催）を設置し、2006年から社外取締役を選任するなど、日本企業のなかでもとりわけ早期から、先進的に実効性の高いコーポレート・ガバナンス体制の構築に向け積極的に取り組んでいます。

なお、現在は、取締役会の監督機能をより強化すべく、取締役会の1／3以上を独立性の高い社外取締役としています。監査役は、毎月監査役会を開催する他、グループ経営会議、取締役会等の重要な会議に参加し、独立した客観的な立場で意見を述べています。また監査役会監査については年間監査スケジュールを作成し十分な監査時間を確保したうえで実施しており、代表取締役、担当常務、内部監査部門、会計監査人とも定期的な懇談を実施しています。

引き続き、コーポレートガバナンス・コードに基づくガバナンス体制の強化を目指してまいります。

去る2016年12月に創立120周年を迎えた当社は、伝統を大切にしながらも、立ち止まらずに革新と挑戦を重ねてきました。創業からの継続的な取り組みの積重ねを企業価値の源泉としつつ、更に情熱と誇りを持って未開の分野にチャレンジし続け、「みらい生活創造企業」を目指していくことが、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の向上に繋がるものと確信しています。そのためには、株主の皆様をはじめとするステークホルダーの皆様との良好な関係を維持し、中長期的な視点に立って当社グループの各事業を持続的に発展させていくことが必要であると考えています。

3. 本プランの目的

資本市場のグローバル化が進展するなか、日本における企業買収も今後、ますます増加するものと思われます。当社は引き続き、一層の企業価値の向上、株主の皆様との共同利益の向上に務めてまいりますが、当社の事業内容や事業規模、資産構成から見て、当社株式の大規模買付行為がなされる可能性は必ずしも否定できるものではありません。仮に当社に対する大規模買付行為が発生した場合、当該行為の是非を株主の皆様に適切にご判断いただくためには、大規模買付者および当社取締役会の双方から適切かつ十分な情報や見解が提供されることが不可欠であると考えています。そのためには、大規模買付者から情報提供、当社取締役会が必要に応じて大規模買付者と交渉・協議を行う機会、そして当社取締役会が善管注意義務に基づき適切な検討・判断を行う熟慮期間を十分に確保することが大前提であると考えています。

しかし、当社としては、金融商品取引法における公開買付制度のルールでは、株主の皆様に判断いただくために必要な情報や時間を確保し、株主の皆様のために交渉を行うには十分とは言えないものと認識しており、また、あらかじめ対応方針を備えていない限り当社取締役会が株主共同の利益を向上させる適切な措置を講じることは困難を極めることが予想されますので、上記趣旨に則り、当社株式の大規模買付行為に関するルール（以下「大規模買付ルール」といいます。）を策定・開示し、大規模買付者に対して、この大規模買付ルールに則った買付行為を行うよう求めることとしました。

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守する場合は原則として対抗措置の発動は行いません。

しかし、ルールを遵守しない場合、あるいは遵守した場合であっても当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうことが明白であると判断されるような場合には、当社の企業価値・株主共同の利益を守ることを第一次的な目的として、例外的に当該大規模買付行為に対する対抗措置を発動することを検討します。本プランは、合理的かつ客観的な発動要件が充足されなければ発動しないよう設定されており、また、当社取締役会は、独立社外役員等で構成される当社取締役会から独立した特別委員会の判断や株主意思確認総会における決議内容を最大限尊重するものとしております。このようなことから、本プランは当社取締役会の恣意性が排除される仕組みを有するものと判断しています。

なお、現時点において、当社が特定の第三者から大規模買付を行う旨の通達、打診、提案を受けているわけではありません。

4. 本プランの内容

(1) 本プランの対象となる大規模買付

以下の①または②に該当する買付がなされた場合、本プランにおける大規模買付となります。

- ①当社が発行する株券等※1 について保有者※2 の株券等保有割合※3 が20%以上となる買付
- ②当社が発行する株券等※4 について、公開買付※5 に係る株券等所有割合※6 およびその特別関係者※7 の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付

※1 金融商品取引法第27条の23第1項に定義されます。以下同じ。

※2 金融商品取引法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる保有者を含みます。以下同じ。

※3 金融商品取引法第27条の23第4項に定義されます。以下同じ。

※4 金融商品取引法第27条の2第1項に定義されます。以下同じ。

※5 金融商品取引法第27条の2第6項に定義されます。以下同じ。

※6 金融商品取引法第27条の2第8項に定義されます。以下同じ。

※7 金融商品取引法第27条の2第7項に定義されます。但し、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付の開示に関する内閣府令第3条第1項で定める者を除きます。以下同じ。

(2) 大規模買付ルールの内容

この大規模買付ルールは、大規模買付者より提供された必要かつ十分な情報に基づき当社取締役会において当該買付行為に対する評価検討がなされ、かつ大規模買付者ならびに当社取締役会により株主の皆様に対して必要かつ十分な情報が公表・説明された後に、大規模買付者が当該買付行為を開始する、というものです。

具体的には以下のとおりです。

①「意向表明書」の提出

当社取締役会が友好的な買付等であると認めた場合を除き、大規模買付者が大規模買付行為を行うおうとする場合には、まず、当社取締役会宛に以下の内容を記載した「意向表明書」を提出していただきます。

なお、当社取締役会は、大規模買付行為の提案がなされた場合は、その事実をすみやかに公表します。

- (a) 大規模買付者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先
- (b) 大規模買付行為の概要
- (c) 大規模買付者が現に保有する当社株券等の数および今後取得予定の当社株券等の概要
- (d) 大規模買付ルールを遵守する旨の誓約

②十分な情報の提供

当社取締役会は、株主の皆様の判断および当社取締役会の評価検討のために必要かつ十分な情報（以下「大規模買付情報」といいます。）を提供していただくため、前記の「意向表明書」の受領後5営業日以内に、大規模買付者に対し「大規模買付情報」の提供を要請します。当初提出していただくべき大規模買付情報の項目は下記のとおりですが、事案の性質上、項目として不足していると考えられる場合には、回答に必要な期限（60日を上限とします。）を定めたとえば大規模買付者に追加的に情報を提供するよう要求することがあります。この場合、大規模買付者には、指定した期限までに追加情報を再提出していただきます。

なお、大規模買付情報の提供完了の事実については当社取締役会より株主の皆様に公表します。また、大規模買付情報の内容は、当社取締役会が株主の皆様の判断のために必要であると認める場合には、その全部または一部を公表します。

- (a) 大規模買付者およびそのグループの概要、資本構成、財務内容、経歴、属性、過去の大規模買付行為および結果、コーポレート・ガバナンス、CSRへの取り組み状況
- (b) 大規模買付行為の目的、方法および内容
- (c) 大規模買付行為に際しての第三者との間における意思決定の有無および意思連絡が存する場合にはその内容
- (d) 買付対価の算定根拠の概要
- (e) 大規模買付者に対する買付資金の提供者の名称、資本構成、財務内容
- (f) 大規模買付行為完了後に意図する当社および当社グループの経営方針・経営理念、事業計画の概略

③当社取締役会による評価期間

当社取締役会は、大規模買付者による大規模買付情報の提供がなされた後、評価、検討、交渉、意見形成および代替案立案のため下記の期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）を設定し、この間当該買収提案が株主共同の利益に適うか否かにつき第一次的判断を行います。取締役会評価期間は下記の期間を設定し、開始日については株主の皆様に公表します。

- (a) 対価を現金（円貨）のみとする当社全株式の買付の場合には60日間を上限とします。
- (b) 上記以外の大規模買付行為の場合は90日間を上限とします。

取締役会評価期間中、当社取締役会は、必要に応じて外部専門家および有識者等の助言を得ながら提供された大規模買付情報を十分に評価検討し、見解をとりまとめたうえで株主の皆様に公表します。また、買収条件の改善により当該買収提案が株主共同の利益に資するものとなる可能性がある場合には、大規模買付者との間で買収条件の改善について交渉し、当社取締役会より株主の皆様へ代替案を提示することもあります。

当社取締役会は、株主の皆様が当該買付提案の是非を判断できるよう、取締役会の評価等について、できるだけ事実に基づき、株主の皆様に対して説明します。

大規模買付行為は、当該取締役会評価期間の経過後にのみ開始されるべきものとします。

④大規模買付行為がなされた場合の対応方針

- (a) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合（取締役会評価期間中に大規模買付行為が行われる場合、当社取締役会が大規模買付情報の内容が不十分であると判断する場合を含みます。）には、当社取締役会は、その責任において、企業価値および株主共同の利益の維持・向上を目的として、新株予約権の無償割当て、その他法令および当社定款が取締役会の権限として認める措置（以下「対抗措置」といいます。）の発動を決議します。

なお、対抗措置として新株予約権の無償割当てをする場合の要項は、後述【ご参考1】「新株予約権無償割当ての概要について」に記載のとおりですが、新株予約権の行使期間、行使条件等の内容については、対抗措置としての効果を勘案して変更することがあります。

(b) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

当社取締役会は、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、原則として対抗措置の発動を行いません。しかし、当該大規模買付が以下の(i)～(v)の類型に該当し、当社の企業価値および株主共同の利益を著しく損なう等、当社に回復しがたい損害をもたらすものと認められる場合には、当社取締役会は、対抗措置を発動する決議をすることがあります。その決議に先立ち、当社取締役会は、その判断の合理性および公正性を担保するために、特別委員会に対し対抗措置を講じることの是非について諮問します。特別委員会は、当社取締役会から必要情報をすみやかに受領したうえ、取締役会評価期間内に、当該大規模買付が当社の企業価値・株主共同の利益を著しく毀損するものであるか否かについて十分検討します。そのうえで、当社取締役会に対して対抗措置の発動・不発動の勧告を行うものとしします。

なお、特別委員会において下記(i)～(v)の類型に該当するか否かの実質判断について株主の皆様の意思を確認する必要があると判断した場合、その他特別委員会が必要と認める場合は、当社取締役会に対して、対抗措置の内容およびその発動の賛否に関し、株主の皆様の意思を確認すべき旨を勧告するものとしします。

- (i) 真に当社の経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価を吊り上げて高値で株主を当社関係者に引き取らせる目的で当社株券等の買収を行っている判断される場合(いわゆるグリーンメーラーである場合)
- (ii) 当社の経営を一時的に支配して当社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を大規模買付者やそのグループ会社等に移譲させる目的で当社株券等の買収を行っている判断される場合
- (iii) 当社の経営を支配した後に当社の資産を大規模買付者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する予定で当社株券等の買収を行っている判断される場合
- (iv) 当社の経営を一時的に支配して当社の事業に当面関係していない不動産、有価証券等の高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるかあるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社株券等の高値売り抜けをする目的で当社の株式の買収を行っている判断される場合
- (v) 大規模買付者の提案する当社株券等の買付方法が、強圧的二段階買収(最初の買付で全ての株券等の買付を勧誘することなく、二段目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付等を行うことをいう。)など、株主の判断の機会または自由を制約し、事実上、株主に当社株券等の売却を強要するおそれがあると判断される場合

※(iii)、(iv)については、「当社の資産を買収者の担保とすること」や「当社の遊休資産を処分し、その処分利益をもって高配当させることが予定されている」などそれのみでは当該買収が株主共同の利益を侵害するとまでは言い難い場合は除くものとしします。

※(v)については、部分的公開買付であることをもって当然にこれに該当するものではありません。

特別委員会は、原則委員全員出席のもとで対抗措置発動の勧告内容について最終的な決定を行うものとしします。また、特別委員会の判断が当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上に資するようなされることを確保するために、特別委員会は、適宜必要に応じ当社の費用負担により当社取締役会が助言を受けた者とは異なる外部専門家および有識者の助言を受けることができるものとします。

⑤株主意思の確認

特別委員会が、株主の意思を確認すべき旨を当社取締役会に勧告した場合、当社取締役会は、原則として株主意思確認総会における株主投票または書面投票のいずれかを選択して実施するものとします。なお、株主意思確認総会は、原則として最長60日間の期間を設定し当該期間中に開催しますが、定時株主総会または臨時株主総会と併せて開催する場合があります。株主意思の確認を行う場合またはその確認を行う可能性がある場合には、当社取締役会は、すみやかに、投票権を行使できる株主を確定するための基準日（以下「投票基準日」といいます。）を定めます。株主意思の確認手続きにおいて投票権を行使できる株主は、投票基準日の最終の株主名簿に記録または記載された株主とし、投票権は議決権1個につき1個とします。

投票基準日は、関係法令および株主確定に必要な日数から導き出せる最も早い日とし、投票基準日設定の公告は投票基準日の2週間前までに行うものとします。当社取締役会は、株主意思の確認を行う方法について決定し、決定内容をすみやかに情報開示します。株主意思確認総会または書面投票における投票は、当社の通常の株主総会における普通決議に準ずるものとします。

当社取締役会は、株主意思確認総会または書面投票を実施した場合には、投票結果その他当社取締役会が適切と判断する事項についてすみやかに情報開示を行います。

⑥取締役会の決議

当社取締役会は、善管注意義務にしたがい、その責任により特別委員会からの勧告、株主意思確認総会または書面投票の決定を最大限尊重し、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点からすみやかに対抗措置を発動するか否かを決議します。発動を決議した場合には、当社取締役会が別途定める日において対抗措置を発動することになります。なお、発動に際しては当社より当該大規模買付者に対して経済的対価の交付は行いません。当該大規模買付者は、株主の多数の支持を得られなかった場合に、当該買収を撤回・中止する時間が残っていること等によって、対抗措置の発動による持株比率の希釈化を回避することができます。

当社取締役会は、対抗措置の発動・不発動を決議した場合には、当社取締役会が適切と判断する事項についてすみやかに情報開示を行います。

⑦対抗措置の発動の中止

当社取締役会は、大規模買付者が買付を撤回した場合、もしくは対抗措置発動の勧告を判断した際の前提となった事実関係に変更が生じ、対抗措置発動を実施することが相当でなくなった場合において、対抗措置の発動の中止を決議することができます。また、特別委員会は、大規模買付者が買付を撤回した場合、もしくは対抗措置発動の勧告を判断した際の前提となった事実関係に変更が生じ、対抗措置発動を実施することが相当でなくなった場合において、当社取締役会に対し対抗措置の発動を中止するよう勧告できるものとします。当社取締役会は、当該勧告を最大限尊重し、対抗措置の発動を中止するか否かを決議します。

対抗措置の発動の中止を決議した場合、すみやかに当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について情報開示を行います。

対抗措置の中止が決定された場合には以下の手続きとなります。

- (a) 新株予約権の無償割当てが決議され、新株予約権の無償割当て日前日までに中止が決定された場合には、新株予約権の割当てを中止します。
- (b) 新株予約権の無償割当て実施後、新株予約権の行使期間開始日前日までに中止が決定された場合には、新株予約権者に当社株式を交付することなく、当社による本新株予約権の無償取得を行います。

(3) 本プランの合理性・公正性を確保するための措置

①「買収防衛策に関する指針」、「買収防衛策の在り方」に十分配慮していること

本プランは、経済産業省および法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」および、経済産業省の企業価値研究会が2008年6月30日に発表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容に十分配慮したものとなっています。

②当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本プランは、当社株式等に対する大規模買付等がなされた際に、必要な情報や期間を確保し、あるいは当社取締役会が代替案を提示したり買付者と交渉すること等を可能にすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し向上させるという目的をもって導入されるものです。したがって、本プランの目的に反して、株主の利益を向上させる買収を阻害する等、経営陣の保身を図ることを目的として本プランが利用されることはありません。

③株主意思を重視するものであること

本プランは2021年2月開催予定の当社定時株主総会において、株主の皆様により導入の決議がなされた場合に発効します。なお、本プランの有効期間を3年間とするサンセット条項を付していますが、その期間内に本プランを廃止する旨の株主総会決議、取締役会決議がされた場合には、本プランはその時点で廃止されます。当社取締役の任期は1年ですので、取締役の選任を通じて株主の皆様のご意思を反映することが可能となります。このように、本プランはデッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させても発効を阻止できない買収防衛策）もしくはスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成の交代を一度に行うことができないため、その発効を阻止するのに時間を要する買収防衛策）ではなく、本プランの導入および廃止には株主の皆様のご意思が十分反映される仕組みとなっています。

④恣意的な対抗措置発動の防止

当社は、対抗措置の発動等を含む本プランの運用に関する決議および勧告を客観的に行うため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している当社の社外役員から構成された特別委員会を設置します。特別委員会の判断については、株主の皆様に適宜情報開示を行います。また、本プランは、合理的かつ客観的な発動要件が充足されなければ発動されないように設定されています。このように、本プランは、当社取締役会による恣意的な発動を防止し、透明な運営が行われる仕組みを確保しています。

(4) 株主および投資家の皆様に与える影響等

①本プランの発効時に株主の皆様と与える影響

本プランの発効時点においては、対抗措置（新株予約権の無償割当て）自体は行われません。したがって、本プラン発効時に株主および投資家の有する当社株式に係る法的な権利および経済的利益に対して直接具体的な影響が生じることはありません。

②対抗措置発動時に株主の皆様と与える影響

当社取締役会が具体的な対抗措置の発動を決議した場合には、当社取締役会が新株予約権無償割当て決議において別途設定する割当て期日における株主の皆様に対し、保有する株式1株につき1個の割合で新株予約権が無償にて割当てられます。そして、当社が、当社取締役会が定める日をもって本新株予約権を取得し、これと引き換えに当社株式を新株予約権者に交付します。これにより大規模買付者以外の株主の皆様は、無償にて当社による本新株予約権取得の対価として当社普通株式を受領するため、株主の皆様の保有する当社株式の希釈化は生じません。

なお、対抗措置の発動が決議され本新株予約権の無償割当てを受けるべき株主様が確定した後の権利落ち日以降、本新株予約権の割当て期日までに生じた事由（大規模買付者の買付行為の撤回による対抗措置の中止または発動の停止等）により、当社が新株予約権の割当てを中止する場合がございます。また、本新株予約権無償割当て実施後に生じた事由により、本新株予約権の行使期間開始日の前日までに、本新株予約権者に当社普通株式を交付することなく、当社が全ての本新株予約権を無償で取得する場合があります。

この場合、1株当たり株式の価値の希釈化は生じないこととなりますので、希釈化を前提に売買を行おうとする株主・投資家の皆様は、株価の変動に十分ご注意ください。

③新株予約権の無償割当てに伴い株主の皆様に必要な手続き

(a) 株主名簿への記録または記載

当社取締役会において、新株予約権無償割当て決議をした場合には、当社取締役会が別途定める割当て期日における最終の株主名簿に記録または記載された株主に新株予約権が無償にて割当てられますので、株主名簿への記録または記載が未了の株主の皆様におかれましては、すみやかに株主名簿への記録等の手続きを行っていただく必要があります。

(b) 新株予約権の割当て手続き

割当て期日における最終の株主名簿に記録または記載された株主の皆様は、当該新株予約権無償割当ての効力発生日において当然に新株予約権者となるため、申込みの手続きは不要です。

(c) 当社による新株予約権の取得の手続き

当社は、本新株予約権の行使期間開始日の前日までの間であればいつでも、当社が本新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、全ての本新株予約権を無償で取得することができるものとします。

この際、当社の本新株予約権の取得と引き換えに、当社普通株式を本新株予約権者に交付することがあります。この場合、取得の対象となる本新株予約権を保有する株主の皆様は、行使価額相当の金銭を払い込むことなく本新株予約権1個当たり原則として当社株式1株の交付を受けることになります。

上記のほか、当社による本新株予約権の取得の詳細につきましては、本新株予約権無償割当て決議が行われた後、株主の皆様に対して公表または通知します。

(5) 本プランの有効期間、廃止および変更

①本プランの有効期間

有効期間は、2024年2月に開催予定の当社定時株主総会終結までの3年間とします。

②本プランの廃止、修正および変更

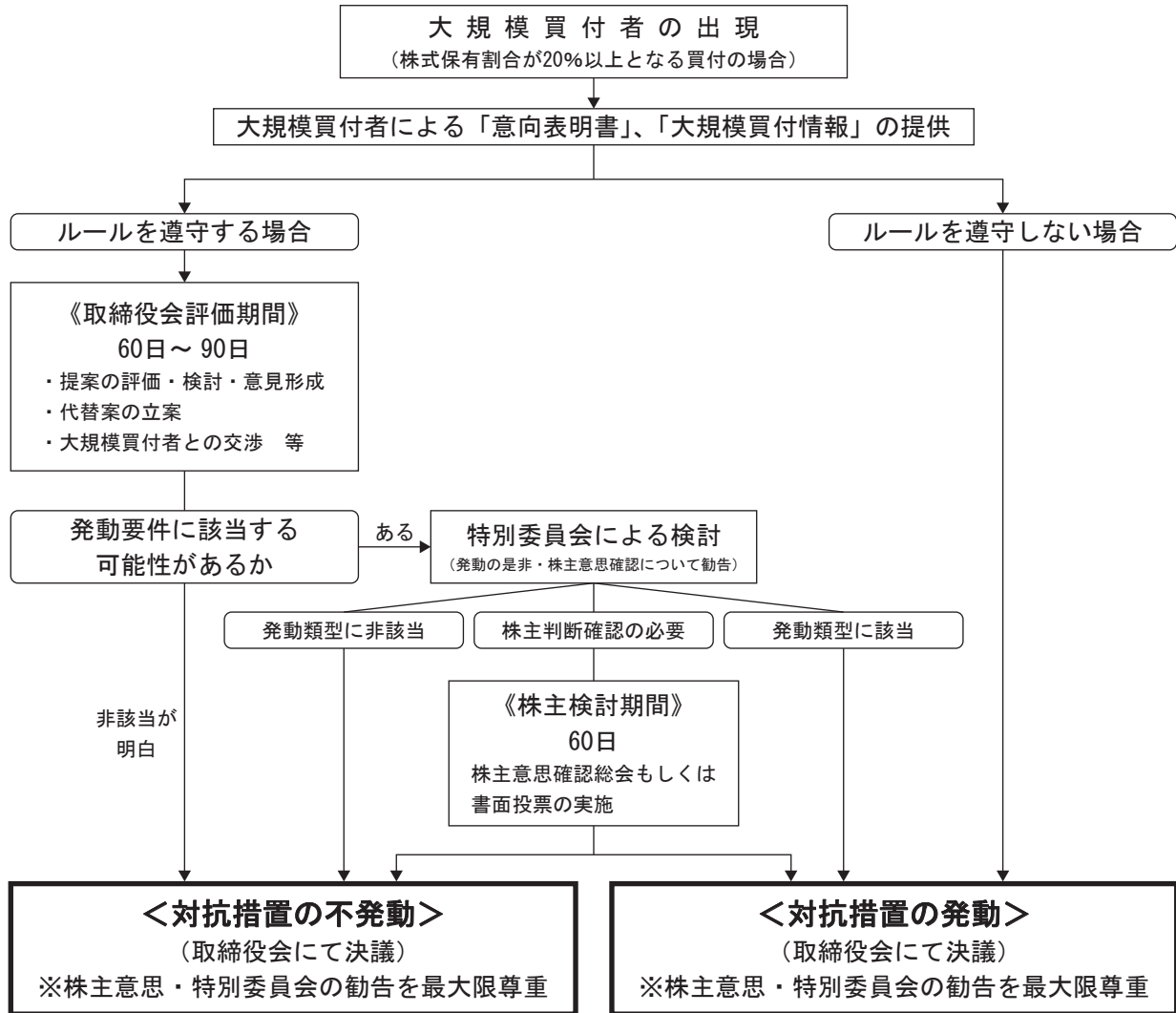
当社の定時株主総会において本プランを廃止する旨の議案が承認された場合もしくは当社取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合は、本プランの有効期間中であっても本プランは廃止となります。

また、当社取締役会は、関係諸法令の変更またはこれらの解釈・運用の変更、または税制、裁判例の変更等により本プランの基本的な部分に変更・見直し等が必要な場合は、用語の意義等を適宜合理的な範囲内で読み替え運用しますが、株主総会の承認の趣旨の範囲で特別委員会の承認を得たうえで、本プランを変更する場合があります。

当社は、本プランが廃止または変更された場合には、当該廃止または変更の事実および変更の場合には変更内容その他当社取締役会が適切と認める事項について情報開示を行います。

以 上

【大規模買付ルール フロー図】



【ご注意】

上記フローチャートは、あくまで本プランの概要を分かりやすく説明するための参考資料として作成されたものであり、本プランの詳細内容については、「当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）」本文をご覧ください。

【ご参考 1】 新株予約権無償割当ての概要について

1. 本新株予約権の割当て総数

本新株予約権の割当て総数は、当社取締役会が本新株予約権の無償割当て決議（以下「新株予約権無償割当て決議」といいます。）において、当社取締役会が別途定める一定の日（以下「割当て期日」といいます。）における当社の最終の発行済株式総数の数を上限として、当社取締役会が新株予約権無償割当て決議において別途定める数とします。

2. 本新株予約権の割当て対象株主

割当て期日における最終の株主名簿に記録または記載された株主に対し、その所有する当社普通株式 1 株につき 1 個の割合で本新株予約権を無償にて割当てます。

3. 本新株予約権の無償割当ての効力発生日

当社取締役会が新株予約権無償割当て決議において別途定める日とします。

4. 本新株予約権の目的である株式の種類および数

本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権 1 個当たりの目的である株式の数は 1 株とします。ただし、当社が株式の分割または株式の併合等を行う場合は、必要な調整を行うものとします。

5. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容および価額

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、新株予約権の行使に際して出資される財産の当社株式 1 株当たりの価額は 1 円以上かつ時価の半値を上限とした当社取締役会が新株予約権無償割当て決議において別途定める価額とします。

6. 本新株予約権の行使条件

①特定大量保有者、②特定大量保有者の共同保有者、③特定大量買付者、④特定大量買付者の特別関係者、もしくは⑤これら①から④までの者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲り受けもしくは承継した者、または、⑥これら①から⑤までに該当する者の関連者（これら①から⑥までの者を総称して「非適格者」といいます。）は、本新株予約権を行使することができません。なお、本新株予約権の行使条件の詳細については、新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

※1 「特定大量保有者」とは、当社が発行者である株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に定義される。以下別段の定めがない限り同じ。）の保有者（同法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含む。）で、当該株券等に係る株券等保有割合（同法第27条の23第4項に定義される。）が20%以上である者（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含む。）をいう。

※2 「共同保有者」とは、金融商品取引法第27条の23第5項に定義される共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含む（当社取締役会が認めた者を含む。）。

※3 「特定大量買付者」とは、公開買付け（金融商品取引法第27条の2第6項に定義される。）によって当社が発行者である株券等（同法第27条の2第1項に定義される。以下本③において同じ。）の買付け等（同法第27条の2第1項に定義される。以下本③において同じ。）を行う旨の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有（これに準ずるものとして同法施行令第7条第1項に定める場合を含む。）に係る株券等の株券等所有割合（同法第27条の2第8項に定義される。以下同じ。）がその者の特別関係者の株券等所有割合と合計して20%以上となる者（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含む。）をいう。

※4 「特別関係者」とは、金融商品取引法第27条の2第7項に定義される特別関係者（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含む。）をいう。但し、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除く。

※5 ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配されもしくはその者と共同の支配下にある者（当社取締役会が認めた者を含む。）、またはその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいう。「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」（会社法施行規則第3条第3項に定義される。）をいう。

7. 当社による本新株予約権の無償取得

5. の規定に関わらず、当社が本新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社は、行使期間開始日の前日までの間であればいつでも、当社取締役会が別途定める日が到来することをもって、非適格者以外の全ての新株予約権を無償にて取得し、これと引き換えに本新株予約権1個につきその対価として1株の当社普通株式を交付することができるものとします。

本新株予約権の取得条件の詳細については、新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

8. 対抗措置発動の停止等の場合の無償取得

当社取締役会が、対抗措置の発動を停止した場合、その他新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める場合には、当社は、本新株予約権の全部を無償にて取得することができるものとします。

9. 本新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要します。

10. 本新株予約権の行使期間等

本新株予約権の行使期間その他必要な事項については、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

以上

【ご参考２】 特別委員会について

1. 特別委員会は、当社株主総会において「大規模買付行為に関する対応方針」が決議されることを条件として、当社取締役会の決議により設置されます。
2. 特別委員会の委員は3名以上とし、当社の業務執行を行う経営陣から独立している
 - ①当社社外取締役
 - ②当社社外監査役
 - ③社外有識者のいずれかに該当する者の中から、当社取締役会が選任します。但し、社外の有識者は、実績ある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士もしくは学識経験者またはこれらに準ずる者でなければならず、また、別途当社取締役会が指定する善管注意義務条項等を含む契約を当社との間で締結した者でなければなりません。
3. 特別委員会委員の任期は、選任の時から3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。但し、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りでありません。また、社外取締役または社外監査役であった特別委員会委員が、取締役または監査役でなくなった場合（但し、再任された場合を除く。）には、特別委員会委員としての任期も同時に終了するものとします。
4. 特別委員会は以下の事項について判断し、当社取締役会に対し勧告を行うものとします。なお、判断においては、当社企業価値ならびに株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、専ら自己または当社の経営陣の個人的利益を図ることを目的としてはなりません。
 - ①対抗措置発動の実施または不実施
 - ②株主意思確認総会または書面投票の実施
 - ③対抗措置発動の中止
 - ④本プランの廃止または変更（但し、変更については、本対応方針に反しない範囲、または、会社法、金融商品取引法その他の法令もしくは金融商品取引所規則の変更またはこれらの解釈・運用の変更、または税制、裁判例等の変更により合理的に必要と認められる範囲に限る。）
 - ⑤その他当社取締役会が判断すべき事項のうち、当社取締役会が特別委員会に諮問した事項
5. 上記に定めるところに加え、特別委員会は、以下の各号に記載されている事項を行うことができるものとします。
 - ①本プランの対象となる買付等への該当性の判断
 - ②買付者等および当社取締役会が特別委員会に提供すべき情報およびその回答期限の決定
 - ③買付者等の買付等の内容の精査・検討
 - ④買付者等との交渉・協議
 - ⑤代替案の提出の要求・代替案の検討
 - ⑥評価・意見の公表
 - ⑦その他本プランにおいて特別委員会が行うことができると定められた事項
 - ⑧当社取締役会において別途特別委員会が行うことができるものと定めた事項

6. 特別委員会は、大規模買付情報が提出された場合、当社の取締役会に対して、特別委員会が定める所定の合理的な期間内に、買付者等の買付等の内容に対する意見およびその根拠資料、代替案（もしあれば）その他特別委員会が適宜必要と認める情報・資料等を提示するよう要求することができます。
7. 特別委員会は、必要があれば、直接または当社取締役会等を通して間接に、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から、買付者等に対し、買付内容等の改善を申し入れることができます。
8. 特別委員会は、必要な情報収集を行うため、当社の取締役、監査役、従業員その他特別委員会が必要と認める者の出席を要求し、特別委員会が求める事項に関する説明を求めることができます。
9. 特別委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む。）の助言を得ること等ができます。
10. 特別委員会の委員は、買付等がなされた場合に限らず、いつでも特別委員会を招集することができます。
11. 特別委員会の決議は、原則として、特別委員会の委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行います。但し、委員に事故あるときその他やむを得ない事由があるときは、特別委員会委員の過半数が出席し、その出席委員の過半数をもってこれを行うことができます。

以 上

<特別委員会委員候補者の略歴>

氏 名 荒尾 幸三 （1946年1月20日生）

略 歴 1971年7月 弁護士登録
中筋義一法律事務所（現 中之島中央法律事務所）入所（現任）
2010年6月 南海電気鉄道株式会社 社外監査役（現任）
2011年2月 当社 社外監査役
2011年6月 株式会社日本触媒 社外監査役
2015年2月 当社 社外取締役（現任）
2015年12月 ホソカワミクロン株式会社 社外監査役（現任）
2016年6月 株式会社日本触媒 社外取締役

氏 名 丹羽 繁夫 （1948年9月20日生）

略 歴 1971年4月 株式会社日本長期信用銀行（現 株式会社新生銀行）入行
1998年4月 同行 法務部長
2000年2月 コナミ株式会社（現 コナミホールディングス株式会社）入社 法務部長
2003年1月 同社 執行役員 法務・知的財産本部長
2008年9月 財団法人日本品質保証機構入構 同機構参与
2013年2月 当社 社外監査役
2017年2月 当社 社外取締役（現任）

氏 名 大西 良弘 （1946年1月26日生）

略 歴 1968年4月 新明和工業株式会社入社
1996年7月 同社 産機システム事業部長
1997年6月 同社 取締役
2003年4月 同社 経営企画室長
2003年6月 同社 常務取締役
2006年4月 同社 取締役専務執行役員
2006年10月 同社 航空機事業部長
2010年4月 同社 品質保証統括本部長
2011年1月 同社 代表取締役社長
2017年6月 同社 相談役
2018年2月 当社 社外取締役（現任）

※上記特別委員会委員候補者はいずれも会社法に定める社外取締役の要件を満たしており、また、上記特別委員会委員候補者と当社との間には、顧客、取引先、その他（委託、融資、保証、顧問契約を含む）、特別な利害関係はありません。

【ご参考３】 当社株式の状況（2020年11月30日現在）

1. 発行可能株式総数 192,796,000株
2. 発行済株式の総数 86,478,858株（自己株式14,752,611株を含む）
3. 株主数 30,087名
4. 大株主（上位10名）

株主名	持株数 (千株)	持株比率 (%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	3,730	5.20
株式会社みずほ銀行	3,198	4.46
株式会社三井住友銀行	3,198	4.46
日清紡ホールディングス株式会社	2,763	3.85
株式会社三菱ＵＦＪ銀行	2,540	3.54
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	2,407	3.36
株式会社竹中工務店	2,000	2.79
日本生命保険相互会社	1,747	2.44
ニッケ従業員持株会	1,551	2.16
帝人フロンティア株式会社	1,396	1.95

当社の保有する自己株式14,752,611株は上記の表に記載しておりません。

以上

事 業 報 告

(2019年12月 1日から
2020年11月30日まで)

I 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過およびその成果

ニッケグループは、2017年度を初年度とする中長期ビジョン「ニッケグループRN（リニューアル・ニッケ）130ビジョン」において、今後10年間の目指す方向性、企業像、経営戦略を再構築し、更なる中長期的な企業価値の向上を目指すことを掲げております。当連結会計年度は「ニッケグループRN130ビジョン」の具現化に向けて、第1次中期経営計画（2017～2019年度）3ヶ年の取り組みを改めて検証するとともに、更なる強固な事業基盤の構築と中長期の戦略策定に努めてきました。

この結果、当連結会計年度の経営成績は、売上高104,915百万円（前年同期比17.0%減）、営業利益9,048百万円（前年同期比13.6%減）、経常利益12,655百万円（前年同期比13.3%増）、親会社株主に帰属する当期純利益7,121百万円（前年同期比9.2%増）となりました。人とみらい開発事業の通信関連分野における事業再編や、産業機材事業等で新型コロナウイルス感染拡大の影響により減収、営業利益は減益となりました。しかし、全社的な経費削減効果に加え、多様化したグループ経営によるリスク分散と各々の経営環境への取り組みにより、営業利益は当初計画を上回りました。

また、2020年5月に資本業務提携した株式会社フジコーを持分法適用関連会社としたことで発生した負ののれんの計上により、経常利益および親会社株主に帰属する当期純利益は過去最高値を更新しました。

事業セグメントの概況は以下のとおりです。

<衣料繊維事業>

衣料繊維事業の当連結会計年度の経営成績は売上高31,399百万円（前年同期比9.8%減）、営業利益2,216百万円（前年同期比11.6%減）となりました。

（ユニフォーム分野）

学校制服用素材の販売は、新型コロナウイルス感染拡大による休校の影響により、夏物商材の需要減少や次年度向け出荷がずれ込みましたが、価格改定前の早期引取りが旺盛であったことに加え、価格改定が寄与し、前年同期並みとなりました。

官公庁制服用素材の販売は、警察向けは前年同期並みでしたが、消防向けは新型コロナウイルス感染拡大に伴う制服調達予算削減の影響により、低調でした。一般企業制服用素材の販売は、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、交通、接客およびサービス関連の需要が大幅に減少し低調でした。

（テキスタイル分野）

一般衣料用素材の販売は、国内および海外ともに、新型コロナウイルス感染拡大に伴う市況悪化が長期化しており、既存事業は前年同期に比べて受注が大幅に落ち込み低調でしたが、2020年3月に株式を取得した第一織物株式会社を連結対象としたことにより、前年同期並みとなりました。

（ヤーン分野）

売糸は、高付加価値品に販売を絞り込んだ影響に加え、新型コロナウイルス感染拡大に伴う市況悪化が長期化しており、前年同期に比べて受注が落ち込み、低調でした。

＜産業機材事業＞

産業機材事業の当連結会計年度の経営成績は売上高19,057百万円（前年同期比26.1%減）、営業利益1,289百万円（前年同期比29.2%減）となりました。

（自動車関連分野）

新型コロナウイルス感染拡大の影響により自動車生産が大幅に減少し、一時は車両向けの不織布や縫製糸、結束紐などの受注は半減以下まで落ち込みましたが、第4四半期からは回復傾向となりました。車載電装品他製造ラインのファクトリーオートメーション設備については、顧客の設備投資抑制の影響を受け、大幅に減少しました。

（環境関連分野）

集塵用フィルターなどの環境関連資材は、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け低調でした。エネルギー関連についても、低調でした。

（その他産業関連分野）

O A向けおよび家電向け資材や工業用資材は、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け低調でした。半導体関連装置および画像検査装置についても低調でした。

（生活関連分野）

ラケットスポーツ関連、フィッシング関連は、新型コロナウイルス感染拡大の影響が大きく低調でした。生活関連資材についても、楽器用を中心に受注が大幅に減少し低調でした。

＜人とみらい開発事業＞

人とみらい開発事業の当連結会計年度の経営成績は売上高34,468百万円（前年同期比26.8%減）、営業利益5,949百万円（前年同期比13.9%減）となりました。

（開発関連分野）

商業施設運営関連は、新型コロナウイルス感染拡大防止対策として、食料品販売店等の一部店舗を除き休館した影響はあったものの前年同期並みとなりました。ソーラー売電事業は、前年同期並みとなりました。また、建設関連は前年同期を大きく上回る受注状況となったことに加え、2019年4月に電気設備工事会社、2020年7月に総合建設会社がグループに加わり好調でしたが、販売用不動産を売却した前年同期との比較では減収となりました。

（ライフサポート分野）

保育・学童保育関連は、2019年4月にバイリンガル幼稚園（千葉県市川市）が2年目を迎え、新学年の入園者を獲得できたことで増収となりました。

介護関連は、2019年10月に訪問介護関連の会社がグループに加わったことや、施設への入居数が増加したこと、スタッフを増強したこと等の効果が表れ好調でした。一方、スポーツ関連は、新型コロナウイルス感染拡大の影響もあり利用者数が減少し低調でした。

（通信および新規サービス分野）

通信関連は、携帯事業を取り巻く環境に対応すべく事業再編を行っており大幅な減収となりました。新規サービス関連は、菓子類販売、児童向けアミューズメント施設の新規出店の効果はあるものの、T S U T A Y A不採算店舗の閉店や、一部施設で新型コロナウイルス感染拡大防止対策として臨時休業を行った影響で低調でした。

＜生活流通事業＞

生活流通事業の当連結会計年度の経営成績は売上高16,783百万円（前年同期比1.3%増）、営業利益1,168百万円（前年同期比22.9%増）となりました。当期は2019年の消費税増税前の駆け込み需要の反動を受けましたが、新型コロナウイルス感染拡大に伴う巣ごもり消費の増加が、在宅者向けの家具や生活家電販売の追い風となりました。

（寝装品および業務用品分野）

E C向けの寝装品は暖冬の影響や一部商流の見直しにより販売が減少しました。また、災害用備蓄毛布や航空機内膝掛け毛布の販売は新型コロナウイルス感染拡大の影響で低調でした。

（生活雑貨分野）

100円ショップ向け雑貨の販売や在宅勤務者向けの家具販売は好調でした。また、E C向け生活家電は消費税増税後の反動減がありましたが、巣ごもり消費の需要が高まり特にキッチン家電が好調でした。

（ホビー・クラフト分野）

店舗販売が中心のスタンプ用インク、スタンプの販売は新型コロナウイルス感染拡大の影響で低調でした。乗馬用品販売は2019年8月に株式会社日本馬事普及が連結対象に加わりましたが、新型コロナウイルス感染拡大の影響で低調でした。

(その他)

保険代理店の業績は前年同期並みでしたが、コンテナ販売は新規設置が減少し低調でした。

なお、事業セグメント別の売上高推移は下表のとおりです。

(単位：百万円未満切捨て)

セグメント区分		第 189 期 (2019年度)	第 190 期 (2020年度：当連結会計年度)
衣料繊維事業	売上高	34,826	31,399
	営業利益	2,506	2,216
産業機材事業	売上高	25,784	19,057
	営業利益	1,820	1,289
人とみらい開発事業	売上高	47,101	34,468
	営業利益	6,907	5,949
生活流通事業	売上高	16,568	16,783
	営業利益	950	1,168

2. 設備投資、資金調達の状況

衣料繊維事業では、生産設備の新規導入や更新、工場建屋やインフラ設備の改修などを実施しました。

産業機材事業では、生産事業拠点の新規開設や生産設備の更新などを実施しました。

人とみらい開発事業では、商業施設「ニッケコルトンプラザ」の建屋や電気設備等の大規模な改修を実施しました。また、ゴルフ練習場「ニッケゴルフスクール加古川」のリニューアル、介護・保育一体型施設の新設、「ニッケ・ピュアハートキッズランド」の新規出店などを実施しました。

生活流通事業では、事業用設備の新規導入や更新などを実施しました。

なお、これらの投資にかかる資金は自己資金で賄いました。

当連結会計年度は、特別な資金調達は行っておりません。

3. 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

重要な該当事項はありません。

4. 他の会社の事業の譲受けの状況

重要な該当事項はありません。

5. 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

重要な該当事項はありません。

6. 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

重要な該当事項はありません。

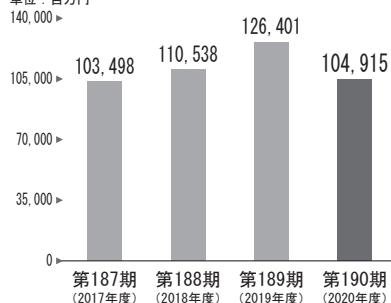
7. 財産および損益の状況の推移

区 分	第 187 期 (2017年度)	第 188 期 (2018年度)	第 189 期 (2019年度)	第 190 期 (2020年度:当連結会計年度)
売上高 (百万円)	103,498	110,538	126,401	104,915
営業利益 (百万円)	8,348	8,368	10,472	9,048
経常利益 (百万円)	9,089	9,128	11,165	12,655
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	5,270	5,274	6,520	7,121
1株当たり当期純利益 (円)	71.52	72.26	89.70	98.57
総資産 (百万円)	141,124	142,460	148,707	147,172
純資産 (百万円)	89,067	89,195	93,344	95,714
1株当たり純資産額 (円)	1,194.34	1,212.69	1,264.35	1,310.05

(注) 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数、1株当たり純資産額は期末発行済株式総数に基づき算出しています。なお、期中平均発行済株式総数および期末発行済株式総数は、いずれも自己株式数を除いて算出しています。

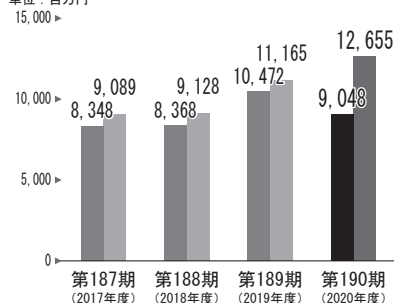
▶ 売上高

単位: 百万円



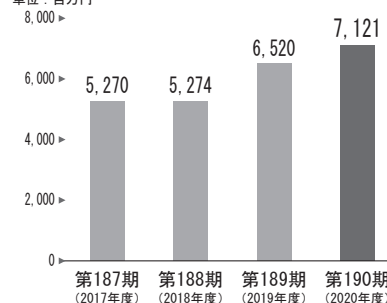
▶ 営業利益・経常利益

単位: 百万円



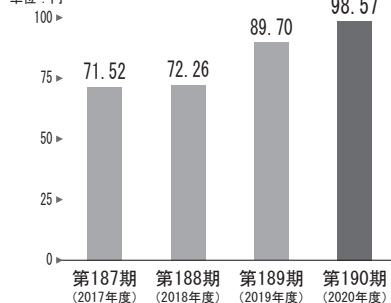
▶ 親会社株主に帰属する当期純利益

単位: 百万円



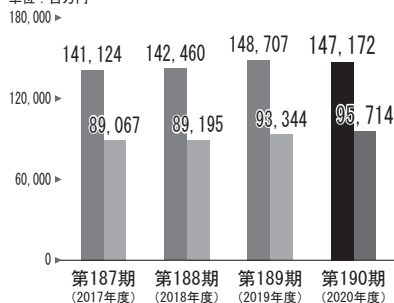
▶ 1株当たり当期純利益

単位: 円



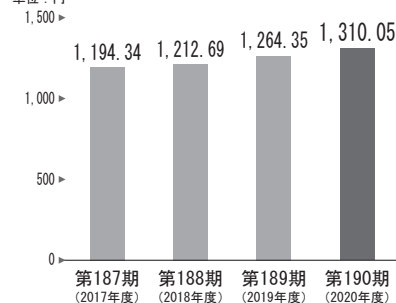
▶ 総資産・純資産

単位: 百万円



▶ 1株当たり純資産額

単位: 円



8. 対処すべき課題

(1) 前中期経営計画の総括

「ニッケグループR N130第1次中期経営計画（2017～2019年度）」は、「ニッケグループR N130ビジョン」を具現化するためのフェーズ1と位置付け、今後のグループの事業拡大を担う成長事業を育成拡大することが主な目的であると考えました。そのための基本戦略として、まず、「①成長事業と新規事業への重点配分」を掲げ、以下、「②海外ビジネスの拡大」、「③資産効率の改善」、「④事業部内再編によるシナジー効果創出」について各種施策に取り組んでまいりました。

衣料繊維事業では、ユニフォーム分野の需要は安定しているものの、次の成長ドライバーとなる事業を未だ探索しているところであります。産業機材事業では、自動車関連分野や環境関連分野、人とみらい開発事業では、介護・保育・キッズやスポーツスクールなどのライフサポート分野、生活流通事業では、Eコマース事業が順調に育ってまいりました。加えて、次の成長事業と期待するメディカル事業への取り組みも進めてまいりました。結果、2016年度から売上で25.2%増、営業利益で37.4%増の事業拡大となり、最終年度の目標である「連結売上高1,200億円以上、連結営業利益90億円以上、親会社株主に帰属する当期純利益63億円以上」を達成しました。また、過去最高の売上高と利益を更新、営業利益は10期連続の増益となり、ROEも7.2%と目標7%以上を達成することができました。しかしながら、掲げた施策の遅れが顕著な事業もあると認識しており、次の第2次中期経営計画への課題として引き続き取り組んでまいります。

なお、2020年度は第2次中期経営計画に向けての準備の年と位置付け、単年度計画として各種施策に取り組んでまいりました。新型コロナウイルス感染拡大による影響も受けましたが、多様化したグループ経営によるリスク分散と各々の経営環境への取り組みにより、営業利益は当初計画を上回ることができました。また、ニッケグループにおける重要性が増してきたことから株式会社フジコを持分法適用関連会社とし、その際に発生する負ののれん計上により、経常利益および親会社株主に帰属する当期純利益は過去最高値を更新いたしました。

(2) 「ニッケグループR N130第2次中期経営計画（2021～2023年度）」

ニッケグループは、中長期ビジョン「ニッケグループR N130ビジョン」において、今後10年間の目指す方向性、企業像、経営戦略を再構築し、更なる中長期的な企業価値の向上を目指すことを掲げております。

「ニッケグループR N130第2次中期経営計画（2021～2023年度）」は、「ニッケグループR N130ビジョン」で描いたありたい姿に向けて加速していく大切な3年間であると考えております。新型コロナウイルス感染拡大の影響を注視しながら着実に業績を回復させ、2019年度に達成した過去最高の売上高と営業利益を更新することを目標といたします。

(a) 第2次中期経営計画における基本戦略

(i) 成長事業や新規事業、合理化への資源の重点配分

＜衣料繊維事業＞

- ・成長ドライバーとなる事業の育成（国内機能素材・中国学生服・海外市場）
- ・製造における省人・効率化投資

＜産業機材事業＞

- ・自動車関連分野、環境関連分野の更なる拡大（特に海外）
- ・株式会社フジコーとの連携強化

＜人とみらい開発事業＞

- ・ライフサポート分野の更なる拡大（介護・保育・スポーツスクール・キッズ）
- ・開発事業、不動産事業における遊休地活用事業からの自立

＜生活流通事業＞

- ・Eコマース事業の拡大

＜メディカル関連事業＞

- ・開発商品の収益化

(ii) 海外ビジネスの拡大

- ・学制服事業の中国開拓
- ・産業機材の海外事業拡大、株式会社フジコーとの連携による海外拡大

(iii) 資本効率の改善

- ・低収益不動産の再開発・再々開発、切り離し
- ・事業の選別を徹底し、撤退や切り離しを推進

(iv) 部内再編（生活流通・人とみらい開発）によるシナジー効果の創出

グループ全体戦略としては、シナジー効果の創出によるグループ経営の強化、内からの成長（設備投資・研究開発投資）と外からの成長（M&A戦略）のバランスの取れた投資、チャレンジする人財の育成と成果に報いる人事制度の開発・推進、などに引き続き取り組んでまいります。更に、持続的な社会の実現（SDGs）を意識した企業活動と信頼される企業グループづくりを目指します。

(b) 数値計画 (2023年11月期目標)

売上高	営業利益	親会社株主に帰属する 当期純利益	R O E
1,270億円以上	115億円以上	78億円以上	7.0%以上

新型コロナウイルス感染拡大の影響を注視しながら着実に業績を回復させ、2019年度に達成した過去最高の売上と営業利益を更新することを目標といたします。

(c) 資本政策・株主還元

- (i) 成長投資と安定的な株主還元のバランスを志向します。
- (ii) 成長投資については、研究開発投資、M & A 投資、設備投資、人財投資など、中長期的な企業価値の向上の観点から積極的に実行します。
- (iii) 株主還元
 - ・減配しない（記念配当を除いて）、安定的な配当政策を目標とします。
 - ・配当性向30%を目安にし、利益水準に応じて配当を引き上げてまいります。
 - 加えて、D O E（株主資本配当率）を指標とし、概ね2%を目安とします。
 - ・自己株式取得を含む総合的な株主還元を充実させてまいります。

現在の不確実性の大きい経営環境のなかでは、前例にとらわれることなく、自ら「考え」「行動」し、「情熱と誇りをもってチャレンジ」することがより一層必要になると考えております。ニッケグループは現在の環境をチャンスと捉え、「未開の分野」を見出し、ステークホルダーから喜ばれる魅力的な事業を引き続き創出してまいります。

9. 重要な親会社および子会社の状況

(1) 親会社の状況

該当事項はありません。

(2) 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の 出資比率	主 要 な 事 業 内 容
株式会社ナカヒロ（大阪市中央区）	100百万円	100.0%	衣料用素材・商品の販売 および不動産の賃貸
アカツキ商事株式会社（東京都墨田区）	50百万円	100.0%	衣料用素材・商品の販売 および不動産の賃貸
佐藤産業株式会社（東京都千代田区）	95百万円	50.1%	衣料商品の販売 および不動産の賃貸
株式会社ニッケテキスタイル（愛知県一宮市）	22百万円	100.0%	毛糸販売・毛織物および繊維製 品の製造加工販売
第一織物株式会社（福井県坂井市）	20百万円	70.0%	合繊織物および繊維製品の 製造加工販売
青島日毛織物有限公司（中国山東省青島市）	3.7百万米ドル	100.0%	毛織物の製造加工販売
アンビック株式会社（兵庫県姫路市）	100百万円	100.0%	不織布・フェルトの製造販売
株式会社ゴーセン（大阪市中央区）	100百万円	100.0%	スポーツ用品・釣糸・ 産業資材の製造販売
株式会社ニッケ機械製作所（兵庫県加古川市）	50百万円	100.0%	産業用機械の製造販売
株式会社エミー（大阪市中央区）	40百万円	100.0%	産業資材、プラント設備等の輸出入
ニッケ不動産株式会社（神戸市中央区）	30百万円	100.0%	建 設 ・ 不 動 産
株式会社ニッケウエルネス（愛知県一宮市）	10百万円	100.0%	ス ポ ー ツ 関 連 事 業
株式会社ニッケ・ケアサービス（愛知県一宮市）	10百万円	100.0%	介 護 事 業
ニッケアウデオSAD株式会社（大阪市中央区）	74百万円	70.0%	フランチャイズ事業・キッズ事業
ニッケ商事株式会社（大阪市中央区）	35百万円	100.0%	寝装品・手編毛糸・馬具・乗馬 用品・イージーオーダーの販売
株式会社友栄（大阪府枚方市）	33百万円	100.0%	100円ショップ向け雑貨の卸売
株式会社ツキネコ（東京都千代田区）	10百万円	100.0%	スタンプインク製造販売
株式会社ナイスデイ（横浜市西区）	43百万円	100.0%	家具・寝装品・インテリアの製造販売
ミヤコ商事株式会社（東京都中央区）	15百万円	100.0%	家具・室内装飾品・日用品雑貨等の販売
株式会社AQUA（横浜市戸塚区）	10百万円	98.0%	デザイン家電、インテリア雑 貨、化粧品ネット販売・小売

(注) 1. 当社の連結子会社は上記の重要な子会社20社を含め54社であり、持分法適用会社は4社です。

2. 2020年10月1日付をもって、株式会社ニッケレジャーサービスが存続会社となり株式会社ニッケ
インドアテニスを吸収合併し、商号を株式会社ニッケウエルネスに変更しました。

10. 主要な事業内容

事業	主要な商品または事業内容
衣料繊維事業	ユニフォーム素材、一般衣料用素材、売糸、衣料商品、防災・防刃素材
産業機材事業	F A設備、半導体関連装置、エネルギー関連設備、不織布、フェルト、スポーツ用品、フィッシング用品、その他産業用資材、その他生活用資材
人とみらい開発事業	商業施設運営・運営受託、不動産事業、建設事業、ソーラー売電事業、スポーツ施設運営、介護事業、携帯電話販売、保育事業、キッズ事業、フランチャイズ
生活流通事業	寝装品、イージーオーダー、手編毛糸、馬具・乗馬用品、スタンプ、スタンプインク、100円ショップ向け卸売、貿易代行、物流、保険代理店、Eコマース（寝装品、寝具、家具、家電、雑貨）

11. 主要な事業所

営業所	本店	（神戸市中央区）	東京支社	（東京都中央区）
	本社	（大阪市中央区）		
工場	印南工場	（兵庫県加古川市）	岐阜工場	（岐阜県各務原市）
事業所	一宮事業所	（愛知県一宮市）		
商業施設	ニッケパークタウン	（兵庫県加古川市）		
	ニッケコルトンプラザ	（千葉県市川市）		

なお、当社子会社については「9. 重要な親会社および子会社の状況」に記載のとおりです。

12. 従業員の状況

従業員数	前期末比増減
4,770名	326名減

- （注） 1. 従業員数は就業人員であり、雇用期間の定めのある者（期中平均597名）は含んでいません。
2. 前期末比の主な減少要因は、江陰日毛紡績有限公司を連結対象から除外したためです。

13. 主要な借入先

借入先	借入金残高
株式会社三井住友銀行	7,978百万円
株式会社みずほ銀行	3,966百万円
株式会社三菱UFJ銀行	2,738百万円

Ⅱ 会社の状況に関する事項

1. 株式に関する事項（2020年11月30日現在）

（1）発行可能株式総数 192,796,000株

（2）発行済株式の総数 86,478,858株

（3）株主数 30,087名

（4）大株主（上位10名）

株 主 名	持株数（千株）	持株比率（％）
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	3,730	5.20
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	3,198	4.46
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	3,198	4.46
日 清 紡 ホ ー ル デ ィ ン グ ス 株 式 会 社	2,763	3.85
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	2,540	3.54
株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行 （ 信 託 口 ）	2,407	3.36
株 式 会 社 竹 中 工 務 店	2,000	2.79
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	1,747	2.44
ニ ッ ケ 従 業 員 持 株 会	1,551	2.16
帝 人 フ ロ ン テ ィ ア 株 式 会 社	1,396	1.95

（注） 持株比率については、自己株式数（14,752,611株）を控除して算出しています。

（5）その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 新株予約権等に関する事項

（1）当事業年度末日における取締役、その他役員の保有する新株予約権の状況

該当事項はありません。

（2）当事業年度中に交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

（3）その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の状況

(2020年11月30日現在)

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
取 締 役	佐 藤 光 由	取締役会議長
代 表 取 締 役 (社 長 執 行 役 員)	富 田 一 弥	
取 締 役 (常 務 執 行 役 員)	日 原 邦 明	産業機材事業本部長 株式会社フジコー 代表取締役社長 芦森工業株式会社 社外取締役
取 締 役 (常 務 執 行 役 員)	川 村 善 朗	衣料繊維事業本部長
○ 取 締 役 (常 務 執 行 役 員)	長 岡 豊	人とみらい開発事業本部長
取 締 役	荒 尾 幸 三	弁護士（中之島中央法律事務所） 南海電気鉄道株式会社 社外監査役 ホソカワミクロン株式会社 社外監査役
取 締 役	丹 羽 繁 夫	
取 締 役	大 西 良 弘	
○ 常 勤 監 査 役	上 野 省 吾	
常 勤 監 査 役	小 宮 純 一	
監 査 役	片 山 健	
監 査 役	上 原 理 子	弁護士（上原合同法律事務所） 住友電気工業株式会社 社外監査役

- (注) 1. ○印は2020年2月26日開催の第189回定時株主総会において、新たに選任され就任した取締役および監査役です。
2. 取締役 上野省吾氏は、2020年2月26日開催の第189回定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任しました。
3. 監査役 鳥山秀一氏は、2020年2月26日開催の第189回定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任しました。
4. 当事業年度中の取締役および監査役の当社における地位、担当および重要な兼職等の異動

氏 名	異 動 前	異 動 後	異動年月日
長岡 豊	執 行 役 員 株式会社ニッケ機械製作所 代 表 取 締 役 社 長	取 締 役 常 務 執 行 役 員 人とみらい開発事業本部長	2020年2月26日
上野省吾	取 締 役 常 務 執 行 役 員 人とみらい開発事業本部長	常 勤 監 査 役	2020年2月26日
鳥山秀一	常 勤 監 査 役	—	2020年2月26日

氏 名	異 動 前	異 動 後	異動年月日
日原邦明	取締役常務執行役員 産業機械事業本部長 アンビック株式会社 代表取締役社長 芦森工業株式会社 社外取締役	取締役常務執行役員 産業機械事業本部長 株式会社フジコ一 代表取締役社長 芦森工業株式会社 社外取締役	2020年6月26日

5. 取締役 荒尾幸三、丹羽繁夫および大西良弘の各氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役です。
6. 監査役 片山健および上原理子の両氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役です。
7. 監査役 片山健氏は、金融機関の経営者としての豊富な経験があり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しています。
8. 取締役 荒尾幸三、丹羽繁夫および大西良弘ならびに監査役 片山健および上原理子の各氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員に指定し、同取引所に届け出ています。

(2) 取締役および監査役の報酬等の総額

区分	人員	報酬等の総額	摘 要
取 締 役 (うち社外取締役)	9名 (3名)	202百万円 (16百万円)	2020年2月26日開催の第189回定時株主総会で決議された報酬限度額は、取締役年額300百万円以内(うち社外取締役分24百万円以内)、監査役年額80百万円以内(うち社外監査役分16百万円以内)です。
監 査 役 (うち社外監査役)	5名 (2名)	47百万円 (11百万円)	
合 計	14名	250百万円	

- (注) 1. 報酬等の総額には、当事業年度に係る取締役賞与の見込額33百万円を含んでいます。
2. 報酬等の総額には、2020年2月26日開催の第189回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名および監査役1名を含んでいます。

(3) 社外役員に関する事項

①重要な兼職先と当社との関係

区 分	氏 名	兼職先会社名	役 職	関 係
社外取締役	荒尾 幸三	中之島中央法律事務所	弁 護 士	社外役員の兼職先と当社との間に記載すべき特別の関係はありません。
		南海電気鉄道株式会社	社 外 監 査 役	
		ホソカワミクロン株式会社	社 外 監 査 役	
社外監査役	上原 理子	上原 合 同 法 律 事 務 所	弁 護 士	
		住友電気工業株式会社	社 外 監 査 役	

②当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	出席回数/開催回数		活動状況
		取締役会	監査役会	
社外取締役	荒尾 幸三	12回/12回中	—	法律に精通した弁護士としての専門的見地から適宜発言を行い、経営監視機能を発揮しました。また、アドバイザリーボードの委員としても活動しました。
社外取締役	丹羽 繁夫	12回/12回中	—	他社の経営経験および法務責任者としての専門的見地から適宜発言を行い、経営監視機能を発揮しました。また、アドバイザリーボードの委員としても活動しました。
社外取締役	大西 良弘	12回/12回中	—	異業種・他業界の経営者としての豊富な経験・識見から適宜発言を行い、経営監視機能を発揮しました。また、アドバイザリーボードの委員としても活動しました。
社外監査役	片山 健	12回/12回中	12回/12回中	金融機関の経営者としての豊富な経験から、適宜発言を行い、監査機能を発揮しました。
社外監査役	上原 理子	11回/12回中	12回/12回中	法律に精通した弁護士としての専門的見地から適宜発言を行い、監査機能を発揮しました。

③責任限定契約の内容の概要

当社は、社外役員全員と会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が規定する最低責任限度額です。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

ひびき監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

①当社の当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額 35百万円

②当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の
財産上の利益の合計額 39百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額等を区分していませんので、上記①の金額はこれらの合計額を記載しています。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をしました。

(3) 非監査業務の内容

当社が会計監査人に対して報酬を支払っている非監査業務の内容は、M&A案件に係る買収前財務調査です。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意により、会計監査人を解任します。この場合、監査役会が選定した監査役が、解任後最初に招集される株主総会において、解任の旨およびその理由を報告します。

また、監査役会は会計監査人が会社法、公認会計士法等の法令違反による懲戒処分や監督官庁からの処分を受け、重大な問題があると判断される場合や会計監査人の監査品質、品質管理、独立性、総合的能力、有効性、効率性等において、監査を遂行するに不十分であると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定します。

Ⅲ 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

当社は、後述の「業務の適正を確保するための体制」を2015年3月27日開催の取締役会にて改定し、下記概要のとおり運用してきました。当社取締役会は、環境の変化や社会的要請に対応しながら、毎期末に既存の内部統制システムの評価・検証を行い、適宜改善措置を講じることにより引き続き内部統制システムの実効性の維持とよりよい運用に努めます。

1. 「業務の適正を確保するための体制」の運用状況の概要

<経営理念>

当社は、“人と地球に「やさしく、あったかい」企業グループとして、わたしたちは情熱と誇りをもってチャレンジして行きます。”を経営理念として事業を運営しており、「お客様」、「株主様」、「お取引先」、「社員」、「地域社会」などのステークホルダーの皆様からさらなる信頼を得るために、「企業倫理規範」、「企業行動基準」を制定しグループ全体で基本思想や理念の共有を図っています。

<職務執行>

- ・取締役会の監督機能を強化すべく、取締役の3分の1以上を独立性の高い社外取締役とし、様々な経営課題に対して客観的な立場での助言を受けています。また、取締役会の活性化を図るため、社外役員の情報交換並びに認識共有の場として、「社外取締役と監査役による連絡会」を年2回実施しています。
- ・当社は、業務執行責任の明確化と機動的な意思決定を目的として、執行役員制度を導入しています。執行役員、常勤監査役、各事業部門長およびグループ本社部門長などによる「グループ経営会議」を月2回以上開催し、個々の案件を多角的な視点から検討し、重要な意思決定に繋げています。
- ・当社は、「経営監視の仕組み」と「最適な経営者を選定する仕組み」を強化する観点から、指名・報酬委員会機能を担う「アドバイザリーボード」を設置しており、当期中に2回開催しています。
- ・取締役会の実効性を評価するため、取締役会出席メンバーに対して調査票を配布し、取締役会の構成、議論内容、開催頻度、運営方法等に関する自己評価を実施し、課題の整理を行っています。

<グループリスク管理>

- ・当社は、当社監査役および内部監査部門の監査や「グループリスク管理委員会」（年2回開催）を通じて、グループ全体の包括的なリスクの認識と共有を図り、リスク管理体制について定期的なレビューを行っています。また、各事業部およびグループ会社においても随時「（事業部／各社）リスク管理委員会」を開催し、事業毎の固有のリスクの把握を図っています。

- ・グループ全体に適用される社内通報制度を整備し、運用しています。相談窓口は当社常勤監査役と内部監査室の２ルートとし、通報内容については関連する取締役や法務部門などと共有し、連携して対応しています。
- ・当社グループでは、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、不測緊急事態対策本部の指示のもと、出張や大会議の自粛、Web会議システム等オンラインツールの活用、テレワークや時差出勤の適用や連絡体制の整備・強化などの対策を実施しております。

＜グループ管理体制＞

- ・グループ会社は所管の事業部が管轄し、各グループ会社の代表者が出席する「事業部経営会議」（月１回以上開催）や定期的な「経営報告会」などを通じ、グループの経営理念や長期ビジョンを共有するとともに、各社における経営目標の進捗や結果のレビューを行っています。
- ・グループ会社における経営上の重要な意思決定事項に関しては、規定された決裁権限に基づき、事業部経営会議、グループ経営会議や当社取締役会に付議されています。
- ・所管事業部およびグループ本社からグループ会社へ取締役・監査役を派遣し、当社監査役・内部監査部門・会計監査人と連携し、グループ会社の経営・業務のモニタリングを行っています。

＜監査役の職務遂行＞

- ・当社監査役は、当期中、当社の取締役会、グループ経営会議、グループリスク管理委員会などの重要な社内会議に出席し、業務の執行状況を確認しています。
- ・当社監査役は、当社各部門およびグループ会社へ往査を実施し、各現場にて部門責任者やグループ会社社長より、業務の執行状況とリスクについてヒアリングを行っています。
- ・当社監査役は、代表取締役と年２回、会計監査人および内部監査部門と毎月１回、定期的に会合を開き、情報交換や意見交換を行うことにより、相互の連携を図っています。

2. 業務の適正を確保するための体制

2015年３月27日開催の取締役会にてなされた決議の内容は、以下のとおりです。

（１）役職員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ①取締役会は、「取締役会規則」に取締役会付議・報告基準を制定し、当該付議・報告基準に則り会社の業務執行を決定する。
- ②社外取締役を選任し、取締役会が適法に行われていることを独立的な立場から監督する。
- ③社長から指名・報酬その他の諮問を受ける機関として、社外独立者が半数を占める「アドバイザリーボード」を設置する。
- ④取締役の職務執行状況は、監査基準および監査計画に基づき監査役の監査を受ける。

- ⑤「企業倫理規範」、「企業行動基準」を制定し、イントラネットおよびホームページに掲載して社内外に公開する。役職員は配布された「企業倫理ハンドブック」を精読し、これを遵守することを誓約する。全取締役は率先してグループ全体のコンプライアンスを推進する。
- ⑥「グループリスク管理委員会」を設置し、企業集団のリスク管理体制を組織する。当委員会の委員長には担当役員を任命する。また、当委員会の下に、グループ本社部門、各事業部門およびグループ各社に「各リスク管理委員会」を組織し、全役職員に対しリスク管理の周知徹底と管理手法の評価・是正を行う。
- ⑦監査役および内部監査部門長を窓口とした社内通報制度を設け、内部監視体制を強化する。監査役と内部監査部門長とは事案の内容を速やかに共有し、対応について協議する。
- ⑧市民社会の秩序や安全に脅威を与え、企業活動にも障害となる反社会的勢力に対しては、毅然とした姿勢をもって対応する。警察等外部の関係機関と緊密な連携を構築するとともに、社内関係部門を中心として組織的に関係遮断を徹底する。
- ⑨金融商品取引法に基づく財務報告の信頼性を担保するための体制を整備し、有効かつ効率的な運用を行うとともに、その運用の評価および改善を行う。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
- ①株主総会議事録、取締役会議事録については、法令および「取締役会規則」に則り、保存および管理する。
- ②グループ経営会議議事録、議案書などの職務執行に係る文書は電磁的媒体に記録し、文書ごとに閲覧権限を与え、保存および管理する。
- ③取締役の職務執行に係わる情報の作成・保存・管理状況について、監査役の監査を受ける。
- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- ①「リスク管理規程」を制定し、重大な影響を与えるリスクへの即応体制を整備する。
- ②リスク管理委員会を設置し、各々のリスクに係わる部門が専門的な立場からリスクの未然防止活動を実施する。
- ③「グループリスク管理委員会」の委員長に任命された担当役員は、重大な影響を与えるリスクの予兆が発生した場合には取締役会に報告する。
- ④有事の際には、社長を本部長とする「緊急対策本部」を設置し、危機管理対策にあたる。
- ⑤不測の事態や危機の発生時における事業継続を図るため「事業継続計画（BCP）」を策定し、役職員に周知する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ①取締役会において、的確な意思決定ができるよう社外取締役を選任し、適正な取締役員数をもって構成する。
- ②執行役員制度を導入し、監督と業務執行機能を分離し、業務執行の迅速化を図る。
- ③社長の業務執行の強化と迅速性を支援するため、執行役員、常勤監査役、各事業部門長およびグループ本社部門長などから構成された「グループ経営会議」を毎月2回以上開催する。
- ④各事業部門長に執行役員などを任命し、毎月1回以上、「事業部門経営会議」を開催し、効率的な事業部門運営を行う。
- ⑤事業部門ごとに、中期計画、年度計画、月次計画を策定し、毎月「グループ経営会議」で結果をレビューし、目標達成に向けた諸施策を実行する。

(5) 企業集団の業務の適正を確保するための体制

- ①グループ各社は当社各事業部門管理のもと統制され、経営目標に対し毎月営業報告を作成し、また定期的な「経営報告会」を通じて結果のレビューを行う。
- ②当社はグループ各社に監査役を派遣し、業務の適正を確保するための体制を監査する。
- ③グループ各社は「事業部リスク管理委員会」の下部組織として「各リスク管理委員会」を組織し、周知徹底を図る。
- ④グループ各社役職員は配布された「企業倫理ハンドブック」を精読し、これを遵守することを誓約する。
- ⑤定期的に監査役、内部監査部門、会計監査人は、業務監査・会計監査を行う。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
監査役から職務を補助すべき使用人を置くことを求められた場合、監査役を補助すべき使用人を置くこととする。当該使用人は取締役からの指揮命令、制約を受けず、専ら監査役の指揮命令に従わなければならない。

(7) 監査役への報告体制およびその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ①役職員および会計監査人は、各監査役からの要請に応じ、職務執行に関する事項を報告する。グループ各社は、当該報告をしたことを理由として当該役職員に対し不利益な取扱いを行うことを禁止する。

- ②監査役は取締役会の他、グループ経営会議など重要な会議へ出席し、取締役からの報告を聴取する。また、重要な決裁書類などの閲覧をすることができる。
- ③監査役がその職務の執行について当社に対し法令に基づく費用の前払い等の請求をしたとき、また、監査役が独自の外部専門家を監査役のための顧問とすることを求めたときは、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、その費用または債務を処理する。
- ④代表取締役は監査役と定期的に会合をもち、会社が対処すべき課題、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題などについて意見を交換し、併せて必要と判断される要請を受けるなど、監査役との相互認識を深めるよう努めるものとする。
- ⑤当社グループの役職員は、社内通報窓口を利用して直接監査役に通報ができる。当社グループ各社は、当該通報をしたことを理由として当該役職員に対し不利益な取扱いを行うことを禁止する。

IV 株式会社の支配に関する基本方針

基本方針の内容の概要

当社は、最終的に会社の財務および事業の方針の決定を支配するのは株主の皆様であり、株主構成は、資本市場での株式の自由な取引を通じて決まるものと考えています。したがって、会社の経営支配権の移転を伴う株式の買付提案に応じるか否かの最終的な判断は、株主の皆様委ねられるべきものと認識しています。

しかし、株式の大量取得行為や買付提案の中には、その目的などから当社の企業価値および株主共同の利益を著しく損なうなど、当社に回復しがたい損害をもたらすと判断される場合があることが想定され、当社は、このような行為を行う者は当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えています。

したがって、そのような行為に対しては、当社取締役会が原則として何らかの対抗措置を講じることを基本方針としています。

なお、事業報告に記載すべき会社法施行規則第118条第3号ロおよびハに掲げる事項については、本招集ご通知にかかる株主総会参考書類16頁から31頁まで（第4号議案）に記載されている内容となりますので、そちらをご参照ください。

連 結 貸 借 対 照 表

(2020年11月30日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
〔資産の部〕		〔負債の部〕	
流 動 資 産	78,586	流 動 負 債	37,030
現 金 及 び 預 金	30,255	支 払 手 形 及 び 買 掛 金	9,735
受 取 手 形 及 び 売 掛 金	22,549	短 期 借 入 金	17,119
商 品 及 び 製 品	15,161	1 年以内償還予定の社債	10
仕 掛 品	6,951	未 払 法 人 税 等	1,127
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	1,959	そ の 他	9,038
そ の 他	1,779	固 定 負 債	14,426
貸 倒 引 当 金	△70	長 期 借 入 金	3,642
固 定 資 産	68,585	繰 延 税 金 負 債	728
有 形 固 定 資 産	39,358	退 職 給 付 に 係 る 負 債	2,609
建 物 及 び 構 築 物	25,163	長 期 預 り 敷 金 保 証 金	6,446
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	4,888	資 産 除 去 債 務	433
土 地	7,650	そ の 他	566
建 設 仮 勘 定	885	負 債 合 計	51,457
そ の 他	771	〔純資産の部〕	
無 形 固 定 資 産	1,808	株 主 資 本	92,124
の れ ん	1,089	資 本 金	6,465
そ の 他	718	資 本 剰 余 金	4,460
投 資 そ の 他 の 資 産	27,419	利 益 剰 余 金	91,671
投 資 有 価 証 券	23,037	自 己 株 式	△10,473
長 期 貸 付 金	10	その他の包括利益累計額	1,797
破 産 更 生 債 権 等	108	その他有価証券評価差額金	2,247
長 期 前 払 費 用	324	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	14
退 職 給 付 に 係 る 資 産	502	為 替 換 算 調 整 勘 定	28
繰 延 税 金 資 産	1,451	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	△493
そ の 他	2,112	非 支 配 株 主 持 分	1,793
貸 倒 引 当 金	△128	純 資 産 合 計	95,714
資 産 合 計	147,172	負 債 及 び 純 資 産 合 計	147,172

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示している。

連結損益計算書

(2019年12月 1日から
2020年11月30日まで)

(単位：百万円)

科 目					金 額																				
営業 営	売上	上	原	高		104,915																			
	売	上	原	価		74,873																			
	販	売	上	益		30,042																			
	費	及	び	一	般	管	理	費	20,993																
	営	業	外	利	益			9,048																	
	受	取	利	息	及	び	配	当	金	518															
	持	分	法	に	よ	る	投	資	利	3,209															
	そ			の					他	368															
	業	外	費	用																					
	支	払	利	息					84																
為	替	差	損					46																	
特 特	そ		の	他				359		490															
	経	常	利	益																					
	別	利	益							12,655															
	投	資	有	価	証	券	売	却	益	8															
	関	係	会	社	出	資	金	売	却	益	227														
	新	型	コ	ロ	ナ	ウ	イ	ル	ス	感	染	症	に	よ	る	助	成	金	収	入	529		766		
	別	損	失																						
	の	れ	ん	減	損	損	失															189			
	投	資	有	価	証	券	評	価	損													281			
	投	資	有	価	証	券	売	却	損													76			
関	係	会	社	株	式	売	却	損													14				
関	係	会	社	出	資	金	評	価	損												13				
事	業	構	造	改	善	費	用														1,471				
新	型	コ	ロ	ナ	ウ	イ	ル	ス	感	染	症	に	よ	る	損	失						1,316		3,363	
税	金	等	調	整	前	当	期	純	利	益															
法	人	税	、	住	民	税	及	び	事	業	税												2,968		10,057
法	人	税	等	調	整	額																	△10		2,958
当	期	純	利	益																					7,099
非	支	配	株	主	に	帰	属	す	る	当	期	純	利	益											△22
親	会	社	株	主	に	帰	属	す	る	当	期	純	利	益											7,121

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示している。

貸 借 対 照 表

(2020年11月30日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
[資産の部]		[負債の部]	
流動資産	35,275	流動負債	10,046
現金及び預金	13,973	支払手形	523
受取手形	44	買掛金	519
売掛金	7,655	短期借入金	3,370
商品及び製品	2,993	未払金	2,759
仕掛品	3,890	未払費用	948
原材料及び貯蔵品	572	未払法人税等	124
短期貸付金	5,709	預り金	806
前払費用	69	その他	995
その他の金	510	固定負債	9,178
貸倒引当金	△145	長期借入金	1,350
固定資産	59,008	繰延税金負債	210
有形固定資産	29,424	退職給付引当金	1,124
建物	19,540	長期預り金	6,024
構築物	1,590	資産除却負債	233
機械及び装置	3,967	その他	235
車両運搬具	2	負債合計	19,225
工具、器具及び備品	264	[純資産の部]	
土地	3,275	株主資本	73,178
建設仮勘定	783	資本金	6,465
無形固定資産	238	資本剰余金	5,064
ソフトウェア	174	資本準備金	5,064
その他の金	63	その他資本剰余金	0
投資その他の資産	29,345	利益剰余金	72,092
投資有価証券	12,430	利益準備金	1,616
関係会社株式	15,136	その他の利益剰余金	70,476
出資金	3	損失補填準備積立金	680
関係会社出資金	400	配当引当積立金	930
破産更生債権等	540	従業員退職給与基金	1,466
長期前払費用	215	圧縮記帳積立金	2,176
前払年金費用	937	特別償却積立金	208
その他の金	222	別途積立金	37,950
貸倒引当金	△540	繰越利益剰余金	27,066
資産合計	94,284	自己株式	△10,444
		評価・換算差額等	1,880
		その他有価証券評価差額金	1,870
		繰延ヘッジ損益	10
		純資産合計	75,059
		負債及び純資産合計	94,284

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示している。

損 益 計 算 書

(2019年12月 1 日から
2020年11月30日まで)

(単位：百万円)

科 目					金 額	
売 上	高 価					27,865
売 上 原 価						19,191
売 上 総 利 益						8,674
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費						4,061
営 業 利 益						4,612
営 業 外 収 益						
受 取 利 息 及 び 配 当 金				2,301		
そ の 他				271		2,573
営 業 外 費 用						
支 払 利 息				26		
そ の 他				265		291
経 常 利 益						6,894
特 別 利 益						
投 資 有 価 証 券 売 却 益				8		
関 係 会 社 株 式 売 却 益				44		
新型コロナウイルス感染症による助成金収入				63		115
特 別 損 失						
投 資 有 価 証 券 評 価 損				278		
投 資 有 価 証 券 売 却 損				76		
関 係 会 社 株 式 評 価 損				100		
関 係 会 社 貸 倒 引 当 金 繰 入 額				558		
事 業 構 造 改 善 費 用				590		
新型コロナウイルス感染症による損失				425		2,030
税 引 前 当 期 純 利 益						4,979
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税				1,045		
法 人 税 等 調 整 額				126		1,171
当 期 純 利 益						3,807

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示している。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2021年1月12日

日本毛織株式会社
取締役会 御中

ひびき監査法人
大阪事務所

代表社員 公認会計士 藤田 貴大 印
業務執行社員
業務執行社員 公認会計士 中須賀 高典 印

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日本毛織株式会社の2019年12月1日から2020年11月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本毛織株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2021年1月12日

日本毛織株式会社
取締役会 御中

ひびき監査法人
大阪事務所

代表社員 公認会計士 藤田 貴大 印
業務執行社員
業務執行社員 公認会計士 中須賀 高典 印

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日本毛織株式会社の2019年12月1日から2020年11月30日までの第190期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年12月1日から2020年11月30日までの第190期事業年度の取締役等の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、当期の監査方針・職務分担等を定めた監査計画に基づき、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、当監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査方針・職務分担等に従い、取締役等や内部監査部門・内部統制部門及びその他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役等及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において、当期重点監査項目として当監査役会が定めた事項をはじめ業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社に赴き、各社の取締役等及び使用人等から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役等の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役等及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及びびびき監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について毎月報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書と併せ、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役等の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人ひびき監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人ひびき監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

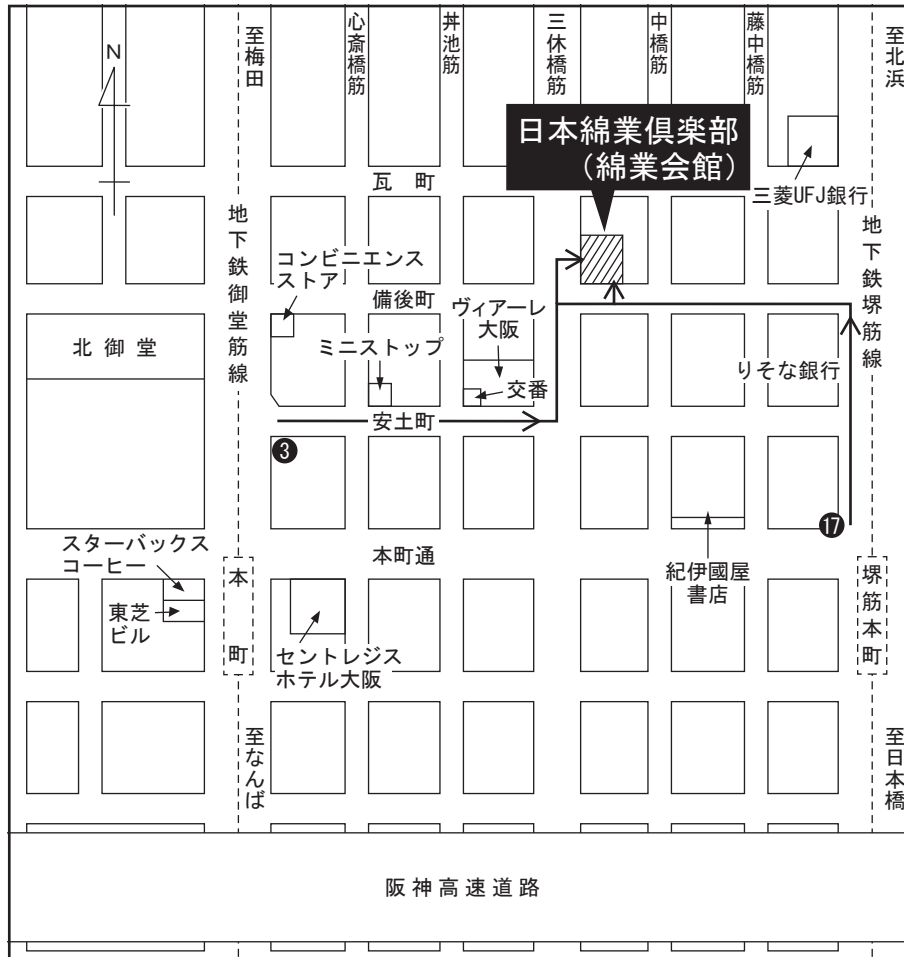
2021年 1 月13日

日本毛織株式会社 監査役会

常勤監査役	上野省吾	印
常勤監査役	小宮純一	印
社外監査役	片山健	印
社外監査役	上原理子	印

以 上

株主総会会場ご案内



会 場 大阪市中央区備後町二丁目5番8号

日本綿業倶楽部（綿業会館）新館7階大会議室

交 通 地下鉄御堂筋線 「本町」駅 3号出口 徒歩約5分

地下鉄堺筋線 「堺筋本町」駅 17号出口 徒歩約5分

※ 会場には外来者専用駐車場がございませんので、お車でのご来場はご遠慮願います。

